2015 年新規意見速報版

「2015 年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 －中南米編－」

（2014 年 12 月～2015 年 1 月実施）

2015 年 6 月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局：日本機械輸出組合

目　次

４．中南米地域

	メルコスール	1	*	ペルー	40
	アルゼンチン	2		ウルグアイ	48
	ボリビア	6		ベネズエラ	49
	ブラジル	7		コスタリカ	52
*	チリ	35		パナマ	53
	コロンビア	38		ドミニカ	54
	エクアドル	39			

（注）*印は、APEC 諸国･地域

メルコスールにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	日機輸	(1)	保護関税	･高い輸入関税率（水力機器の場合は約14%）が課され、これに付加価値税が加わるため外国企業参入の大きな障壁となっている。		

アルゼンチンにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	日商	(1)	国際金融市場未復帰及び制度金融活用が困難	・長年のパリクラブ公的債務問題は、昨年5月に解決を見たが、Hold Out債権者との訴訟での敗訴が確定し、同7月末には再デフォルトに陥った。これにより、金融機関はアルゼンチンへの融資に消極的であり、ファイナンス手配が求められるインフラ案件を手掛けることが出来ない。	・Hold Out債権者との早期合意。	
3	輸出要請	日機輸	(1)	輸入と同額の輸出要請	・国の貿易バランスに影響を与えないように、政府が輸入者に対して非公式に輸出を要請する。 (継続、要望一部削除)	・輸入事業会社にとり、輸出創出は困難なテーマで全面撤廃を要望。輸入額を制限する必要があるなら前年の○割といったような形が実用的。	・WTOルール違反 ・Declaracion Jurada Anticipade de Importacion - DJAI No. 3252 (http://www.jetro.go.jp/world/cs_america/ar/biznews/4fa08f6cdafe8)
		日機輸			・原則的にアルゼンチン向けの出荷が、輸入規制により認可がおりず、出荷できない状態となっている。 アルゼンチン政府が各ベンダーに、アルゼンチン向けへの輸出を行う場合は、それと同額のアルゼンチンからの輸入を求めているとの情報を得ている。	・輸入規制を緩和する方向の働きかけを行って頂きたい。	
		日商			・商業大臣は、2015年の外貨での輸入計画に見合う外貨の対伯投資及び輸出割り当てを要求。アルゼンチン拠点から日本本社への原材料(例、アルミニウム)輸出で輸入とバランスさせる。		・Contact sheet to present export plan and/or investment plan to match import plan
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	高輸入関税	・35%という高関税がかけられている電気製品もある。	・関税引き下げ。	
		日機輸	(2)	輸入事前宣誓供述制度	・輸入者は、Websiteを通じて輸入情報を申告し、DJAIというWebsiteを通じて承認を得る必要がある。承認を得るには、輸入者は多くの事項を遵守しなければならないが、承認を得るに必要な基準が明確になっていない。例えば、価格上昇を管理するための価格表の提出、完璧な納税証明、社会保障、中央銀行などへの準拠、輸入計画などが要求される。	・I/L制度そのものには理解するが、それを取得するための明確なプロセスと時間軸、必要要件のルール化。	
		日商			・政府による輸入制限措置により、自由な輸出入が行えない。	・輸入制限措置の撤廃を要望する。	
		日機輸 JEITA	(3)	輸入事前審査と外貨購入制限	・DJAI(輸入取引事前申告制度)認可取得後、中銀による外貨購入制限の為に輸入決済(対外送金)を期日通りに行うことができない。 外貨準備高動向に左右される外貨購入制限は、中銀の裁量に任されており、輸入許可が下りても資金決済ができない硬直的な縦割り行政の弊害が改善されない。	・中銀による外貨購入制限の撤廃。	
		日商	(4)	輸入管理及び突然の制度変更或いは運用変更	・国産品が存在する製品の輸入許可が取得しづらい等、輸入管理政策が、亜国企業との取引拡大、新規取引開始の大きな障害となっている。また、外貨準備高を見ながらの頻繁な運用の変更があると言われている。	・全面撤廃を要望。	
10	自由貿易地域・経済特区での活動規制	日商	(1)	自由貿易地域の通関規制	・アルゼンチンのFTZは、事前の宣誓書(DJAI)なしには積荷が空港、港に到着しても移動させることはできない。		・http://www.buyusainfo.net/docs/x_9655141.pdf

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
11	利益回収	日機輸	(1)	海外への外貨送金規制	・外国送金規制について以下の問題がある。 －輸入許可のおりた品目の通関での長期足止め →少なくとも当支店では、輸入許可を取得したものが通関で足止めされることはない。 －輸出業者へのドル早期回収と強制ペソ転換 －輸入業者へのドル支払遅延要請 －銀行ドル預金の強制ペソ転換 →現在のところ、ドル預金は認められており、強制的に現地通貨への換金がされた事実はない。 －銀行へのドル買いの中央銀行登録制 →登録制はなく、建前としてはだれでも外貨を購入できる。しかし、現在個人/法人ともに、現在は、I/Vのある対外決済(認可されたもの)以外の外貨の購入はできない。例えば、海外旅行費用のための外貨購入もできない。 －サービス対価(Brand Fee等)送金の事前許可申請制度(DJAS)があるが、その許可を取得後も中銀の規制で送金が許可されない －海外への送金に、煩雑で官僚的な手続きが必要である。 (変更)	・多くのものが、電話等での窓口指導的に実施され、何が規制対象となるか、それが活動にどう影響をするかわからず、貿易業者の活動の安定性を阻害。 ・送金規制の緩和。	
		日商	(2)	租税条約（二重課税防止協定）の未締結	・日本-アルゼンチン間に租税条約（二重課税防止協定）がないため利益に対し35%の所得税がかかる。		・http://unctad.org/Sections/dite_pcbb/docs/dtt_Argentina.PDF
12	為替管理	日機輸	(1)	外国為替先渡取引規制	・アルゼンチン企業はアルゼンチン国内の銀行としかNDF（ノンデリバラブル・フォワード）等の締結が不可。 (継続)	・外貨管理規制の緩和。	
		日機輸	(2)	為替管理	・外貨不足により、投資事業会社からの配当が実質的に海外送金出来ない状況が続いている(法律で禁止されている訳ではなく、送金申請しても理由説明なく却下される状況)。従い株主平等の原則から、アルゼンチン国内の会社(当社)への配当も実施出来ない。	・配当の海外送金許可の早期復活。	・法律による送金禁止、制限ではなく、政府当局(中銀)の外貨保有高状況に合わせた措置
		JMAA	(3)	急激な為替変動	・円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	・為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
		日商	(4)	外貨交換管理	・関係会社・子会社から海外本国への外貨配当送金やロイヤリティ支払を目的とした外貨交換が、中央銀行による個別審査に基づいてのみ可能とされており、投資案件検討の上で、大きな障害として存在する。	・外貨交換規制の早期撤廃。	
		日商	(5)	外貨取得制限	・外貨取得には税当局の許可を取る必要がある。また、申請毎の割合が限られている。		・http://www.bbc.com/news/business-25913170

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
13	金融	日機輸	(1)	非居住者からの借入の強制預託制度	･非居住者からの借入について、強制預託制度の対象となり、借入額の30%を無利子で中央銀行へ預託する義務がある。 現在は、運転資金を目的とする海外からの借入れでは、強制預託制度は適用されない。その返済は、入金日より365日経過後が条件になる。しかし、その返済のための外貨購入が『運用として』実施できるか不明でかつ切下げ圧力の高い当国通貨で海外からの外貨借入れを行うﾒﾘｯﾄはないため、多くの企業が国内でペソ借入れをしているのが実情。 (継続)	･非居住者からの借入の強制預託義務の廃止。	
		日商	(2)	信頼度の低い経済指標による歪んだ国内金融市場	･国立統計局(INDEC)により発表されるインフレ率は、昨年1月以降、改善の方向と言われているものの、依然として実勢インフレ率を下回る。公定金利もINDEC発表のインフレ率に基づいて設定されていることから、高いインフレ率もあり、国内金融市場に中長期資金の引き受け手が存在せず、新規投資検討における現地コストの調達先が国外外貨に限定される。アルゼンチン政府に中長期資金提供のプログラムが存在するが、複雑、規模も小さく、外貨ニーズへの対応が無い等、使い勝手が不明。	･国内長期金融市場の整備。	
14	税制	日商	(1)	輸出付加価値税の未還付	･サービスを輸出する際に国内にて調達した物品･サービスに課される付加価値税は還付対象となっているが、実質的には還付制度が機能しておらず、還付を受けられぬままにバランスシート上の勘定は増加、また、キャッシュフローにおいても大きな負担となっている。	･還付制度の正常化。	
15	価格規制	日機輸	(1)	価格統制の存在	･インフレを抑制するため、価格統制が存在する。 (継続)		
		日商	(2)	価格規制	･各メーカーが内務商工大臣の事前許可なしに価格を変更することを禁じる「モニター価格」と呼ばれる制度がある。		･http://www.wsj.com/articles/SB10001424052702304819004579487993108796228
16	雇用	日商	(1)	過度に労働者を保護する労働法規	･労働者が他国との比較において過度に保護されており、ビジネス上大きな負担になっている。人員入替の際には解雇に多大なコストがかかる他、年間の休暇取得日数は通常の有給及び労働法にて別枠で認められている傷病事由等の休暇を合わせると1カ月を超えている。	･労働法規の見直し。	
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	輸入製品等への規格番号の設定	･電気安全STDや輸入製品が取得しなければならないその他の規格番号が存在する。 (継続)		
20	独占	日機輸	(1)	独占	･独占的な活動から保護するための法律が存在する。 (継続)		
21	土地所有制限	日機輸	(1)	土地所有制限	･20%以上の国土は外資所有にできない。 (継続)		
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	日商	(1)	広範に亘る裁量行政	･対症療法的な法制度の変更･追加、行政令の施行の積み重ねにより法制度自体が複雑化しており、また、現政権が裁量行政による運用での環境変化への対応を志向していることより、許認可が必要なのか、何時取得できるのか、そもそも取得できるのかの判断が難しい。	･法制度及び手続きの簡素化。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	事前説明のない急な法律新設･変更	･法令の重要な変更が急に行われ、非公式に課されることもある。 (継続)		

ボリビアにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	工業規格、基準 安全認証	日機輸	(1)	事前通告のない規制導入	･2013年5月、突然無線機器に対する認証取得規制が開始された。また、同年12月には、この規制を強化する内容の規則が、発行された。いずれも事前の通告が全くなく、また不明点も多いため、混乱している。各社が一斉に申請するためか、不明点の問い合わせを行っても返答が来ない。 (継続)	･規制案についての意見公募を行うとともに、施行日の設定については、対応期間の充分な考慮をお願いしたい。(発行後最低1年)	･ATT-DJ-RA-TL 0207/2013およびこれに置き換わる ATT-DJ-RA-TL 1022/2013

ブラジルにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	日機輸	(1)	外資企業の駐在員事務所･工事事務所及び支店設立の困難、運営時の多大な負担	･ブラジルでは駐在員事務所という法人格は認められておらず、また、外国企業の支店設立は許可を得るのが難しいため、現地法人の形態を採ることとなる。その会社経営を行う代表者はブラジル居住者(外国人の場合は永住ビザを有する者）に限られる。 [非居住者の永住ビザ取得のための条件……代表者交代の場合も下記条件が必要] －非居住者の永住ビザ取得は2011年に法令95/2011により、60万R$の投資又は15万R$で最低10名を追加雇用する制度に変更。 －以前のテンポラリービザは、2年プラス2年でパーマネントビザへの切り替えとなっていたが、法令99(2012年12月19日)により2年後切り替えが可能となった。 (継続)	･事業形態により様々の企業登録ができるようにすべき。 ･他国のように駐在員ビザの取得を容易にすべきである。 ･制度撤廃。	･ブラジル移民局規定 ･94年7月29日付決議文第27号 ･Resolucao Normativa 10 CNI (97年11月11日付) ･法令95（2011年8月19日にてCNIが発行) ･法令99（2012年12月19日にてCNIが発行)
		日商	(2)	医療サービスへの外資規制	**(改善)** ･病院等医療サービスを提供する企業には外資は直接出資できなかったが、2015年1月20日施行の法令13.097により外資規制が撤廃された。（2015年1月19日付け法令13.097号）		
		日商	(3)	保税倉庫の運営に関する制限	･高額な応札金額のため、入札に参加できず、保税倉庫を自社で持つことが出来ない。お客様に対して、廉価な保税保管サービスが提供出来ないほか、ダメージ削減に向けたULDビルドアップ、ブレイクサービス等を提供することが出来ない。	･保税倉庫の運営を届出制とする。	
		日機輸	(4)	融資に関する原産国制限	･ブラジル/BNDES（ブラジル経済社会開発銀行）融資案件については、8割のブラジル産品要求があり、保護関税と相まって大きな参入障壁となっている。		
2	国産化要請･現地調達率と恩典	建機工	(1)	厳しい現地調達要請	･特別融資制度（FINAME）を利用するために60%以上の現地調達比率を維持する必要がある。	･規制の緩和。	
		日機輸	(2)	過度な国産化優遇措置による価格競争力喪失	･国産化優遇税制により、国産企業には輸入税、および工業税が減免される（輸入税は地域によって違う）。消費地での生産を優遇するICMS税の変更により輸入コンテンツが売価の40%を超える商品にはインボイスに輸入コンテンツ額の記入義務が課される。 (継続)	･現地調達部材は価格、品質面で問題あり。	･Resolution 13
		日商			･国産化優遇税制により、国産企業は輸入税、および工業税が減免される（輸入税は地域によって違う）。現地製造を行っていない企業にとっては、結果として国産企業と比べ、その分価格競争力を失っている状態である。 (継続)	･優遇税制の撤廃の要求。	
		日機輸	(3)	自国保険主義	･国内保険会社の使用を義務付けられ高い料率を要求される。 (継続)		
4	撤退規制	日商	(1)	会社清算手続きの煩雑	･会社清算時に、一定期間の休眠会社化というプロセス必要となる為、結果として対応が長期化する事実がある。駐在員事務所であっても相当煩雑であり、会社の規模、業暦によっては更に手続きが長期化する可能性がある。 (追加)	･会社清算プロセスの簡素化･迅速化。	･民法207条～219条

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
5	部品産業政策上の規則	日機輸	(1)	部品メーカーに不利な税制恩典	・国内に部品産業としてのサプライ・ベースが存在しない中でセットメーカーの部品調達は輸入に依存せざるを得ない。その為、各種の税制恩典がセットメーカーの部品輸入に対し付与されることから、部品会社が国内での販売取引をしようとしても税制恩典の差からビジネスが不可能に近い。 前記のインセンティブは： ①Lei Hanan：マナウスFTZでのICMS（商品流通サービス税、17%）の100%免税。 ②Lei da Informatica：ICMS17%から7%に減免、IPI（工業製品税、10%-20%）の100%免税。 ③RECOF：情報通信産業に対し、通関優先権や輸入関税及び全ての税金の製品出荷時までの支払いのサスペンド。実効税率が大きな中で資金面で便利になる。 ④Drawback：製造会社が輸出向けの製品に使う部品直接輸入に対し、輸入関税、IPI（工業製品税）、ICMS(商品流通サービス税）等が免税される。 ⑤Regime Automotivo：自動車分野に対してのI..I..（輸入税）の40%免税。条件として製造投資の他に自動車産業向けの売り上げが50%以上とされており、一般の電子部品会社にとっては条件クリアーが不可能。 ⑥加えて自動車業界については流通の中間段階では全ての税が免除されることから新規の取引開始は実質不可能となった。（法律10485/11.2003） 国内に現実には製造会社が存在しないにも拘らず、現地の企業がPPBを申請・取得することにより、そのカテゴリーの製品の国産化義務付けで実質的に輸入禁止としている（RC、LNB)。但し、セットメーカーには新製品を条件に例外として輸入が認められている。 電子部品の市場、AV機器からIT・白物家電・自動車に広がっている中で各種制度が各製品分野、各州別に制限され、市場規模の十分でない環境で部品ビジネスの成立が益々困難になっている。更に、各種恩典が製造投資を条件にしている。逆にセットメーカーに対しては部品・材料の輸入に対し最大限の恩典が与えられる、部品メーカーとしての事業経営が成り立たなくなっている。 税制恩典の付与に一貫性がない場合があり、現在テレビについてはアマゾン州はパネル現地取立てに特別な恩典を付与している。 税制の仕組みが複雑であることに加え、変更が日常茶飯事で、常に法的リスクが伴う。 （追加）		
		日機輸 JEITA	(2)	マナウス生産インセンティブ取得条件の現地部品率の拡大	・マナウス生産インセンティブ取得条件（Suframa PPB）の現地部品率が拡大している。2013年度以降、特に電気部品のローカル化拡大が推進されている。一方、該当部品メーカーはマナウスに少なく、コスト面、品質面で輸入部品に叶わないものが多く、結果としてブラジル販売製品が高額となる、もしくは利益圧迫につながっている。 （継続）	・ローカル部品メーカーの育成、参入しやすい環境づくりによる競争強化など。	・PPB(Processo Produtivo Basico) para APARELHOS DE 各カテゴリー

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	日機輸	(1)	高輸入関税	･カメラ製品の税率が高率で、周辺諸国からの密輸品の流入が多く、正常な販売活動を阻害している。国外への旅行者の持ち帰りハンドキャリーが多い。 (継続)	･輸入関税引き下げに伴う諸関税率引き上げはやめてほしい。 ･税率の見直し。	
		日機輸			･ブラジル国内生産に比べて輸入販売の各種電気製品の関税率は12%～20%と割高。 (継続)		
		日機輸			･単機能プロジェクタが無税(ITA製品)である一方で、多機能プロジェクタに高関税を課す国が散見される。 (継続)	･問題解決への働きかけをご検討頂きたい。 ･ITA拡大に関する最新情報の確認とご提供を頂きたい。 ･今後の動向についても継続的に情報をご提供頂きたい。	
		日機輸			･日本の食料品に対する輸入規制は解除されたが、輸入関税が高額である。 (継続)	･水準の適正化検討をして頂きたい。	
		日商			･化粧品輸入に高い関税が課され、利益を逼迫。	･輸入関税撤廃に向けた働きかけを推進頂きたい。	
		日商	(2)	不公平な輸入関税	･プロジェクター不平等輸入関税の是正: メルコスール共同体の現HSコード体系では、デバイス技術により関税に大きな差があり、米国のある会社がコア技術を有するDLPデバイスを搭載したDLPプロジェクターは8528.69.10.に分類され関税0%に対し、日系メーカーがコア技術を有するLCDデバイスを搭載した3LCD方式プロジェクターは8528.61.00 16%に分類されるため、3LCD方式プロジェクターも関税0%になるHSコード体系に改定していただいての、不平等HSコード体系是正を強く要望する。 参考:プロジェクター現メルコスールHSコード体系: - Projectors: 8528.61.00: -- Of a kind solely or principally used in an automatic data processing system of heading 8471, 16% -- Other: 8528.69.10: --- With digital micromirror device (DMD) technology, Free 8528.69.90: --- Other, 20% 注) DMD方式は、DLP(Digital Light Processing)とも言う。	･輸入関税の統一化が緊急の要請事項であり、ブラジル政府当局 (MDIC) に対して昨年来、ロビー活動を行っている。	
		日製紙	(3)	輸入品への複雑かつ高率の課税	･案件により免税となることもあるが、輸入税に加えて付加価値税、商品流通サービス税、工業製品税、サービス税 (役務の輸入の場合) 等の税金が課税され高いコストとなる。 (継続)	･税制の簡素化及び税率の削減。	
		日機輸			･各種関税の適応が不明確であり、またその税率も極めて高い。 (継続)	･関税制度の簡素化と輸入関税率の見直し。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸 日機輸	(4)	反ダンピング措置	･スペイン製、ドイツ製のイソシアネート（ポリウレタンの材料になる化合物）に対し2015年に反ダンピング措置が取られる見込み。 ･中国製のガラスに対する反ダンピング措置。		･CIRCULAR SECEX 59, Oct,10,2014 ･RESOLUCAO CAMEX 46 - Jul,4,2014
		日商	(5)	中古品の輸入規制	･原則として中古品の輸入は実質的に禁止されている。伯国内に類似品がないことが証明された場合には輸入可だが手続きは煩雑。	･中古品の輸入許可。	
		日機輸 時計協	(6)	輸入手続きの煩瑣･遅滞･厳格	･部品の輸入通関に際し、インボイス上アイテム毎に重量、材質、メーカー名、価格を記載しなければならず、又品名等をポルトガル語で表記しなければならないため、手間がかかり緊急対応が難しい。 （継続）	･通関手続の簡素化。 ･通関手続の改善。 ･部品のアイテム毎の表記制度を撤廃すること。 ･品名は英語による記載も可とすること。	･通関規則
		日機輸			･通関手続きが煩雑な上、日数が非常に掛る。 （継続）		･通関規則 ･開発商工省通達12/99、同9/00
		日機輸			･成形金型等の輸入の際、現地の通関等の諸手続きに時間が掛かり過ぎる。また、かかる時間も決まっておらず、まちまちである為、予定が立て難い。税関通過後、農業部門の検査がありこれも時間がかかる為パレットをプラスチック成型に変更した。 （継続）		
		日機輸			･マナウスFTZでは、港に荷物が到着してから引き取りまで時間がかかり、手続も煩雑で下記をすべて満たして引き取ることができる。 1) 恩典チェック　2) 輸入規制チェック　3) 銀行へ引き取り手続 4) JPNへ支払　5) 税務署への書類作成　6) ICMS関係チェック 7) 船代支払　8) サービス費等支払　9) 税務署のチェック （継続）		
		日機輸			･荷物が現地港到着後、通関許可がおりるまでに長期間(下記参照)要する。その保管料も高額となる。 サンパウロ： －船便：約10日間 －航空便：約7日間 マナウス： －Green：3日間、95％のウエイト －Yellow：6～7日間、2％のウエイト －Red：8日～、3％のウエイト （継続）	･通関の迅速化をして頂きたい。	
		日機輸			･通関に身分証明書･納税者番号が必要となり、手続きが煩雑である。 （継続）	･手続き面を含めた効率化を要望したい。	
		日商			･輸入品の引き出し時に時間がかかり緊急対応が困難。 抜き打ち検査ですべての荷物が1週間以上止められ出せない。通関上の問題があるわけでもないのに止められどうしようもなくなる。	･対応を早くする。 ･検査は対象を絞り全体を止めないような配慮がほしい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日商			・担当税関によって通関時に必要となる書類の内容が一部異なる場合があり、手続きについても地域や担当官による差異がある。	・極力、税関員による私見が挟まれることのないような法律にしてもらうことと、地域性のあるルールに関しては、該当税関からの公式な文書が得られるような体制にしてもらいたい。	
		日商			・輸入申告時の税関の判定区分の基準が不透明である。	・同様物件の次回以降の輸入の改善にもつなげるためにも判定区分の根拠を示してもらいたい。	
		日商			・通関で言いがかりがある。		
		日商			・輸入品が現地（マナウス）に到着しても、通関に1週間から10日かかる（ひどいときは2週間以上）。 更に、通関職員のストライキが毎年あり、長期では1ヶ月以上もある。	・通関業務は2～3日以内で終了させてほしい。	
		日商			・検査を行う担当検査官が決まるまでに時間が掛かりすぎており、その間の進捗は、通関システムでは見ることができない。 また、検査開始後も検査内容や期間は、検査官の見解によるところが大きく、検査の長期化もしばしば発生している。 結果として、遅延や港や空港での余計な保管料などのコストが発生している。	・税関検査対応部署などを設けて、検査の実施と手続の迅速化を図ると共に、税関検査内容と期間の大まかなガイドラインを示してもらいたい。	
		時計協			**（改善）** ・輸出入手続は、開発商工省貿易管理課（SECEX/DECEX）が管理するコンピューターシステムである貿易統合システム(SICOMEX）通じて行うことが法律で義務付けられており、輸出入業者登録（REI）の申請と必要なハード、ソフトウエアー等を整備すれば、コンピューターシステムに連結する自社、通関業者、銀行などから行うことができる。 （改善記載済み）		
		日商	(7)	輸入通関時の罰則、高額な罰金	・書類作成ミス、申告ミス等のケアレスミスによる高額な罰金の支払い、輸入通関の遅延。	・税関への要望書の提出。	・Regulamento Aduaneiro Art 702,703,706,711,715,717,725,727,728他
		時計協	(8)	I/L取得手続の高コスト・煩雑・遅延	・I/L取得に掛る費用としてインボイス価格の1.96%徴収（但し、輸入部品総額のランクで異なる）されているが、手数料としては高すぎる。 （継続）	・I/L取得料の引き下げ。	・開発商工省貿易局「貿易統合システム」
		日機輸 時計協			・I/L申請の手続が複雑であり、時間がかかる。	・手続の簡素化。	・開発商工省貿易局「貿易統合システム」
		日商			・輸入ライセンスの申請から取得の時間が2週間～3ヶ月とかかりすぎている。中には、書類を提出してプロトコーロ番号をもらった後でも、数日後に書類の再提出を求められることもあり、申請手続きの進捗が不透明でもある。これが故に、遅延や港や空港での余計な保管料などのコストが発生している。	・輸入ライセンス申請プロセスの迅速化と処理プロセスの可視化および、審査基準の明瞭化を要請して頂きたい。	
		日機輸	(9)	不正輸入・密輸入の横行	・工業税以外にも輸入税（II）4－20%、州流通税（ICMS）7－18%、連邦売上税（PIS/COFINS）3.65%などの重税状況のため、数量・金額を誤魔化す不正輸入が存在する。ブラジル産業促進のためにも最先端のIT製品輸入が不可欠だが、諸税・規則のため一部悪徳業者による陳腐化した製品や中古品が堂々と新品として販売されている。 （継続）	・不正輸入品の取締まり強化。 ・不正国産品の取締まり強化。 ・重税の緩和。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸 日商			・エレクトロニクス機器の不正輸入、密輸入（メルコスールのウルグアイ、パラグアイ経由の迂回輸入や米国のマイアミからの運び屋による輸入）が非常に多く、輸入関税や国内流通税等の公租賦課の不徹底により、現地産品、正規輸入品、正規流通経路での販売品と比べ非常に大きなコスト差が出ており、国内産業の発展を阻害している。 －例：パソコン、携帯電話、家電製品、事務機器 （継続） ・不正輸入の横行。特にパラグアイからの安い中国製品がブラジル市場に流通している。 （追加）	・不正輸入、密輸入の取締りの強化・徹底。 ・並行輸入品の規制強化、水際措置の強化。 ・具体的には、税関職員に対するセミナーの実施を継続。	
		日機輸	(10)	仲介貿易の不許可	・客先を輸入貨物の荷受け人として貨物を直接出荷し、代金決済は国内（ブラジル）にある子会社を通じて行うような仲介（三角）貿易が不可能。 （継続）	・仲介貿易を許可して頂きたい。	
		日製紙	(11)	硬直した輸出通関制度	・船積後の価格修正や決済日の変更が難しい。	・手続きの簡素化・柔軟化。	
		日機輸	(12)	中古品と新品への無差別な関税賦課	・新品、中古品に関わらず「本、パンフレット、雑誌、衣類、靴」以外は課税されてしまう。(但し新品の衣類、靴は課税) （継続）	・水準の適正化検討をして頂きたい。	
		日機輸	(13)	通関に関する規則不統一	・税関の法律が標準化されていないため、ブラジルの顧客への船積書類を整えるのが困難である。通関のスピードアップを図る為、ブルーライン（優遇通関システム）の申請が必要。 （継続）	・このような制限を減らすことにより、国際ビジネスの発展のため、状況を改善できる。	
		日製紙	(14)	グラフィック用紙の包装仕様規制	・ブラジルでは出版ないし教育向けのグラフィック用紙（新聞用紙、印刷・筆記用紙）が免税扱いとなっているが、目的外の使用を排除するため、免税品には「PAPEL IMUNE」と印刷された包装用紙を使用することが義務づけられることになった。容易に対応取れるものではなく、ブラジルへの輸出が困難な状況となっている。 （継続）	・税収改善を目的と謳っているが、輸入者が現地法制度に従うか否かの問題であり、輸出国メーカーに特殊包装を強要することは輸入品を一方的に排除する行為に当たるため、規制の見直しをお願いしたい。	・RFB Normative Instruction NO.1341
		日商	(15)	サンプル輸入	・日本の食品輸入の為の手続きが煩雑。	・日本で既に販売されている商品については、サンプル目的の輸入手続きを簡素化。 ・ブラジルでの商品登録の手続き簡素化（具体的には農業省や衛生監督局（Anvisa）による検査手続きの一部免除など）。	
		日機輸 日機輸	(16)	引っ越しに関わるモノの移動制限	・海外引越は食料品全般、飲料品全般、医薬品全般が禁止品。 ・航空券の半券は入国後、引越の通関が完了するまでは破棄せずに自身で保管が必須。	・水準の適正化検討をして頂きたい。 ・水準の適正化検討をして頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
10	自由貿易地域･経済特区での活動規制	日機輸	(1)	FTZの優遇税制の解釈の突然の変更	･マナウス･フリーゾーンの優遇税制恩典の条件であるPPB（基本製造プロセス）の解釈裁定が改訂され、生産工程の変更を余儀なくされる。2013年からTV生産の75%に双方向性ミドルウェアDingaの搭載が義務付けられた。 （継続）	･法解釈の一貫性･安定を確保する。 ･変更に際しては、企業との充分な調整と猶予期間を設ける。	
		日機輸 時計協	(2)	FTZでの輸入部品へのI/L取得義務	･マナウス地区において、1997年1月1日より時計の完成品についてはI/Lの取得の必要はなくなったが、部品によって部品毎にI/Lを取得しなければならず（例：スピーカー、電源コード）、煩雑である。 （継続）	･部品のI/L取得義務の廃止。	
		日機輸	(3)	FTZの輸入通関手続の硬直性	･マナウスFTZでは輸入通関時に品物の仕向け地が決定しなければいけない。また、通関後は品物の仕向け地の変更が不可能。 （継続）	･通関後の仕向け地変更を可能にして頂きたい。	
11	利益回収	日機輸	(1)	ロイヤルティ等サービス対価の海外送金規制	･技術援助契約は、第三者対抗力を持たせるため、国家産業財産権庁（INPI）に登録しなければならず、また、ロイヤルティの海外送金及び所得税控除のためにも必要。しかし、登録の際に実質的な審査権を行使している。 （継続）	･左記のような技術ライセンスに関する規制はすでに多くの国で廃止されており、国際的な潮流とは乖離している。ブラジルにおいても関連法令の改正と当局の運用改善を望む。	
		日機輸			･INPIへの登録実務について、導入技術の新鮮度をうまくアピールすることが出来ないと、登録に時間がかかり、送金に支障をきたす。専門事務所を使うなどそれなりの苦労がある。 （継続）	･左記のような技術ライセンスに関する規制はすでに多くの国で廃止されており、国際的な潮流とは乖離している。ブラジルにおいても関連法令の改正と当局の運用改善を望む。	
		日機輸			･従来より、ブラジルにおいては、輸入以外のモノの移動を伴わない債務（出張旅費資金支払など）の海外送金は認可されていない。以下のことから相当な債権未回収が懸念され、経理処理に苦慮している。 送金規制は緩和の方向にある（2万R$迄の個人送金手続は簡素化されている）。 （継続）	･根本的にブラジルの規制の撤廃を望む。	･中銀規制（CIRC1,533 CIRC2,685）
		日機輸			･ロイヤリティ送金には5年間限定（1回のみ5年の延長可）、年間総額が、売上高5%以内等の制限あり。また海外への送金には、国立工業所有権院(INPI)への申請、契約の登録、及び中央銀行への登録も必要。特にINPIへの登録に際しては、契約書内容の詳細な確認、審査が行われ、時間を要する模様。 （継続）	･制度の簡素化、制限の撤廃。	
		日商	(2)	サービス対価の海外送金への過重な課税	･サービス対価を国外に支払う際、約40%の課税を受ける。農薬事業に関し、中南米･カリブの地域本社として機能している当社としては、ブラジル以外での事業活動においてフレキシビリティを失っている。 （継続）	･ブラジルでの役務提供に対し課税されるISS（5%）を減税するなどして、高コストなブラジルに少しでもサービス業務を呼び込む方策もあるはず。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
11		日機輸	(3)	高いロイヤルティの課税	・ロイヤルティにかかる税が非常に大きい。 ロイヤリティの送金に関しては：源泉税12.5%、金融取引税0.38%、経済支配権介入基金10%、役務費送金には：源泉税15%、金融取引税0.38%、経済支配権介入基金10%、社会統合プログラム1.65%、社会統合基金7.6%と5種類の課税。経費の実費精算を意味する送金では所得源泉税15%プラス金融取引税の0.38%。 （継続）		
		日機輸	(4)	ロイヤルティ支払期間制限	・「外国資本及び海外送金に関する法律」により、ノウハウ契約の契約期間が5年（特例の延長申請により最長10年）以内に限定されている。これにより、5年(10年)を過ぎても本来は価値のあるノウハウについて対価を回収(送金)することが出来ず、且つ秘密保持も5年しか保証されない。 （追加）	・左記のような技術ライセンスに関する規制はすでに多くの国で廃止されており、国際的な潮流とは乖離している。ブラジルにおいても関連法令の改正と当局の運用改善を望む。	・「外国資本及び海外送金に関する法律」等
		日機輸 日商	(5)	関連会社間のロイヤルティ料率制限	・ロイヤルティの料率について、関連会社間の場合には制限がある（詳細不明です）。料率のほかに、関連会社からの調達部材はロイヤルティの計算基礎から除外しなくてはならない。 （変更） ・特許使用や商工業の商標使用、科学・技術協力等に対するロイヤルティ送金にはINPI（国立工業所有権院＝通産省）の認可が必要だが、送金上限額は純売上の最大5%（これを超えるものは利益配当とみなされる）と低く、外国からの高度な技術移転を伴う投資を阻害している。 また商標使用に対するロイヤルティ送金にいたっては上限1%と他国と比べ著しく低い。 （継続）	・左記のような技術ライセンスに関する規制はすでに多くの国で廃止されており、国際的な潮流とは乖離している。ブラジルにおいても関連法令の改正と当局の運用改善を望む。 ・ロイヤルティ送金の上限引上げを要求頂きたい。	・ブラジル1962年法令4131号 ・ブラジル財務省1958年省令436号
		日商	(6)	利益回収、税制の複雑さ	・利益回収プロセス時の課金制度や税制の複雑さが、ビジネスのリスクや機会を理解する上で大きな障害になっている。	・法令整備を進め外資からの投資意欲促進のための協議を進めて頂きたい。	
		自動部品	(7)	ライセンス契約	・ブラジルの場合、ライセンス使用料契約ではなく、技術移転契約となり、その期間も5年間で更新が1回で計10年に限定されている。その対価のRoyaltyの内数として技術支援費用が含まれており、継続的な使用料契約が出来ない。	・期間限定の技術移転契約ではなく、使用料契約が可能となるように改善をお願いしたい。 ・技術支援費用はライセンス契約の枠外としての請求と契約が出来るようにして頂きたい。	・Section355, Income TaxRegulation ("Regulamento do Imposto de Renda") ・Section 74 Law 36.470 of 1958 ・Section 12 Law 4.131 of 1962 ・Section 6 Decree-Law 1.730 of 1979

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12	為替管理	日機輸	(1)	海外送金許可手続の煩雑･遅延	･ブラジル赴任者の本国国内残留家族に対して生活費を送金する際、受取人が扶養家族であることを記した念書が必要であり、さらに銀行によっては戸籍謄本の提示や、送金者の所得証明書の提示も要求される。 (継続)	･銀行による送金受付手続きの統一。 ･中銀規制上は扶養家族である旨の念書のみ提出すればよいはずであり、追加資料(戸籍謄本、所得証明書等)の提出は廃止するよう明確化してほしい。 ･どうしても追加資料の提出が引き続き必要な場合には、ブラジルで取得困難なもの(戸籍謄本等)について、代替書類で対応できるようにしてほしい。 ･根本的にブラジルの規制の撤廃を望む。	･中銀規制(CIRC1,533 CIRC2,685)
		日商			･種々外貨送金の困難、事務の煩雑。	･外貨規制緩和。	
		日機輸 JEITA			･海外送金に際して、根拠となるROF証明書類の提示が求められるが書類不備で送金ができないケースがある。		
		日機輸 JEITA			･配当、元利金の支払には、ROF(融資操作登録)の申請･取得が必要。取組み銀行経由の資本取引にROF番号が参照される。	･手続きの簡素化。	
		日商			･ブラジル中央銀行(Banco central do Brasil)の見解により、海外送金に数ヶ月単位の時間を要する事例が頻繁に生じている。はっきりとした要因(法令、通達等)が十分に把握できない中で企業間決済のみならず個人ベースでの送金も規制対象となる事があり、生計に影響を及ぼす事態も生じている。	･送金に関する規制を明示し、どのような条件下であれば遅滞無く送金手続きが出来るのか、明確にするよう当局への要請をお願いしたい。	
		日機輸	(2)	為替予約市場の未発達	･為替のヘッジ手段がドル連動債券やスワップに限られている。為替予約市場が存在しないことから、極めて制限的な為替ヘッジ手段に頼らざるを得ない状況。また、ヘッジコストが金利にリンクされ高い。 (継続)	･先進国並みの為替予約市場の創設。	
		日機輸			･為替先物市場が存在しないことから、NDF等の限られた為替ヘッジ手段に頼らざるを得ない状況。また、コストが高い。 また、ブラジル企業はブラジル国内銀行以外とNDF等の取引が不可。 (継続)	･為替予約市場の創設。	
		日商			･国内で現地通貨レアルでの取引しか認められていない中、先進国で見られるような為替予約制度がないために、当社のように輸入品を外貨で購入し現地再販する場合に、為替リスクのヘッジが困難である。現在3つヘッジの手法があるが、ハードカレンシーではないためコストが高く、最も汎用的な手法Non-Deliverable Forwardでも企業側に利益が発生した場合のみ所得税が課されるという、公平を欠く内容である。 (継続)	･レアルのボラティリティやハードカレンシーとの金利差を考えると、為替予約時のコスト面は期待できないが、より簡便で現地企業に不利益とならない制度を確立して頂きたい。	
		日機輸	(3)	債権債務のネッティングの不可	･対外債権･債務のネッティングが認められていない為、決済に双方向送金が必要。 (継続)	･ネッティングの解禁。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12		日商	(4)	困難が伴う外資導入	・BNDES（国家開発銀行）が低利且つ長期のファイナンスを提供しており、基幹インフラ整備事業などには他の資金調達手段はファンクションを発揮しにくく、資金調達手段の多様化を妨げている。一方でBNDES融資にはブラジル現地調達品が条件となっており、ブラジル現地で製造出来ない最新鋭の機械を使ったインフラ整備事業は困難。	・通貨規制の緩和（レアル取引規制の緩和）、または為替のリスクヘッジが容易にできる制度作り等、外貨取扱が容易になるような金融システムを導入してほしい。	
		JMAA	(5)	急激な為替変動	・円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	・為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
13	金融	日機輸	(1)	複雑な金融税制・規制	・金融取引税や為替に関連する制度が非常に複雑でかつ頻繁に変更される。海外からの借入に対する金融取引税の免除期間について、従来90日超であったものが、180日超（2014年末時点）となっている。 （変更）	・規制の簡素化。 ・免除期間のさらなる短縮。	・（2014年6月4日より、360日から180日に緩和された。）
		日機輸	(2)	国産品優遇融資制度	・生産工場を現地にもっている企業の商品をディーラーが購入する場合、そのディーラーに対し、金融機関からの借り入れ金利が優遇される制度がある模様。 （継続）	・最新情報の確認とご提供を頂きたい。	
		日商	(3)	ドル決済、ドル建て契約	・国内の取引におけるドル建て契約が禁止されている。 （継続）	・国内取引であっても、ドル建て契約が事業推進の為望ましい場合もあり、国内ドル決済の自由化、ドル建契約の自由化を要望する。	
		日商	(4)	グループ内キャッシュ管理を妨げる税制度	・グループ内に、余剰資金のある会社と資金需要のある会社があり、グループ間で資金有効活用し、コストの社外流出最小化と資金効率の向上を図りたくても、現状はIOFといった融資取引や口座間資金移動に際し掛かる税金の存在等から斯かるサービスは実現しておらず、企業で独自にグループ・キャッシュマネジメント体制を構築することが困難。	・金融機関及び企業によるキャッシュマネージメントサービスの実現へ向けた法制整備。	
		日機輸 JEITA	(5)	クロスボーダーの資金取引制限	・国外からのオフショア社内融資に対する最低期間制度（2015年1月現在180日）が存在する。	・最低期間制度の撤廃あるいは更なる短縮。	
14	税制	日機輸	(1)	複雑な税制	・税、手数料の種類が多く、複層化しているため、経理・納税事務が煩瑣でコストアップ要因となっている。 ①連邦税、州税、市税　計18種類 ②各種手数料、負担金　計27種類 （継続）	・税制の整理統合、簡素化・軽減、対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。	
		日機輸			・複雑にして高率、かつ多種の税金があり、また頻繁に税制が変わる。特に日本と異なる点は下記のとおり： ①法人は毎月、課税標準または税債務を計算しなければならない。 ②固定資産および資本勘定の通貨価値修正がなされ、価値修正益は課税対象となる。 ③連結納税制度はないが、関係会社に対する投資が20%以上の者には、持分法が適用される。 （継続）	・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にしてほしい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸			・自動車部品の輸入時に課せられる税金は、連邦税として輸入税、工業製品税、州税として商品流通税が存在する。輸入税、工業製品税率はアイテムにより異なる。商品流通税は、州により異なり、サンパウロ州の場合は、現在18%。 (継続)	・一般的税制の導入。	
		日機輸			・税の中、特に間接税（IPI、ICMS等）の取扱いが非常に複雑であり、かつコスト・インパクトが大きい。 (継続)	・全ての税の付加価値税化と税率の低減。 ・税制の簡素化（税の種類を減じる）	
		日機輸			・課税の仕組みが複雑で競合各社によって専門家を雇用し対応している。 (継続)	・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。	
		日機輸			・複雑且つ高率の税制（法人所得税、工業製品税、金融取引税、社会統合計画税（売上税）、社会保険融資負担金（売上税）、利益社会負担金、小切手税、商品流通サービス税） (継続)	・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。	
		日商			・連邦税、州税、市税、各種負担金など、税制が複雑かつ多岐にわたり、納税業務が煩雑。制度の理解に時間を要し、業務に多大なコストを要する。 また、行政手続きでは、当局の対応に時間がかかり、過年度の問題解決が先送りとなっている。 (追加、要望変更)	・税制の簡素化および当局の迅速な対応。	
		日商			・買主やサプライヤーの所在（州）によってICMSの税率が異なり、州をまたぐ取引において輸送経路含めた多岐にわたる考慮が必要なうえ、損金算入可否も州によって異なっており、調達や契約スキームが固まらないと損益計算が固まらない。ブラジル国内の製品輸送時に携帯が必要なNota Fiscal(Invoice)の取り扱いが煩雑（製造業への投資意欲減退要因の一つ）。 (継続、要望変更)	・ICMS税率の全国統一化。	
		日機輸			・ICMS税のST（代行納税制度）がほぼ全州、全商品に適用されるようになった為、回収サイトが長ければメーカー側の資金負担が大きい。 (継続)		
		日商			・そもそもの税制の複雑さが輸入時のコスト計算や、商売上の利益試算に非常に支障を来す。会計士に相談するも本当にその計算で合っているのかも疑問。通関に関してはある程度の概算コストは試算出来るものの100%の正確性を持った事前試算はほぼ不可能に近い。	・完全に試算出来る計算システム（フォーム）を税務署のサイトに掲載して頂きたい。	
		日商			・税、手数料の種類が多く、複層化しているため、経理・納税事務が煩雑。	・税制の整理統合、簡素化・軽減。	・ブラジル税制 ・ブラジル税法 ・ブラジル税法第563号
		日商			・複雑、種類が多い税制かつ全てのデータ電子化が実質義務付けられているため、管理コスト（ITインフラ＋人件費）が非常に高く、会社の収益性が圧迫されているのと同時に、メイドインブラジル製品の国際価格競争力低下に歯止めがかからない。	・税大綱を抜本的に改革しなければ、国際市場から取り残されるリスクがあることを、政府レベルで認識してほしい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日商 日商 日商 日機輸			・多種類の付加価値税が設定されており、税金計算が複雑、煩雑。 又、出荷先の州により異なる税率が適用になるため、入力CODEの相違等の理由で税金金額相違が発生してしまう。 税制の簡素化により、販売納入取引の手続き簡素化が必要。 ・税制度が複雑であり、事業戦略立案を困難にするケースがある。たとえば販売チャネル別に異なる税率が適用されることにより、税率の高いチャネルから低いチャネルを軸とした事業戦略に変更を余儀なくされた。 ・税金の種類が多いことと特例が多いことで管理ができない。税制が難しすぎて対応が困難。 ・国、州、年度によって違う税制制度に伴い、企業内で、税制を理解し、税制対策のために非常に多くの時間をかけている為に、会社運営が非効率となっている。	・第2次DILMA政権の発足により、新経済閣僚TEAMは先の複雑な税制度の改正に意欲を示している。早期の実現を期待したい。 ・税制度の簡素化に向けた働きかけを推進頂きたい。 ・税制をわかりやすくする。 ・税の種類を減らす。 ・税制の簡略化。 ・国と地方の統制をお願いしたい。	
		日機輸 時計協

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸			･重税･複雑な税制のために業界のアングラ経済化が膨張。それ以外にもICM12%、小切手税0.38%などまじめな会社は重税にあえぐ一方だが、脱税行為は電子伝票（Nota Fiscal Eletronica）の採用で減少の方向に ある。 （継続）	･販売諸税の簡素化とアングラ経済の取締り。 ･税は浅く広く徴収すべき。 ･重税の緩和。	･法律9249号第25条 ･法人税法 ･政令第4056（2001年12月17日官報） ･法律10883号（2003年12月30日発効） ･2002年1月3日付官報
		日機輸			･現在税の種類はおよそ50種類（60種類とも言われる）あり、税負担率は極めて高い(対国内総生産比35%超)。 （継続）	･税率の引き下げ。 ･税制の見直し･整理統合･簡略化。	･法律9249号第25条 ･法人税法 ･政令第4056（2001年12月17日官報） ･法律10883号（2003年12月30日発効） ･2002年1月3日付官報
		日商			･材料などには税務恩典があり非課税だが、他のものには多額の税金がある。 －流通税：17～18% －PIS/COFINS：9.25% －関税：品物により変化 世界に比類なき、高額な税金。 更に、税金に税金が上乗せされる仕組み、改善なし。	･日本同等の消費税並みに改善要求。 ･税金に税金がかかる仕組みの改善。 ･税制の簡素化。	
		日商			･製品を輸入販売する弊社としては、輸入税（II）、工業製品税（IPI）、商品流通税（ICMS）、社会負担金（PIS･COFINS）が高額となり、損益や資金繰りに大きく影響する。	･税率削減。 ･支払い期限の延長。	･ブラジル税法
		日商			･輸入品には関税が課税された後に伯国のその他の税金も課税されるが、輸入品に課税されるPIS/Cofinsの税率が2015年1月に（6月から）引き上げられることが発表された。	･輸入品、特に中間財や資本財の輸入に対するか税負担の軽減。	
		日機輸			･社会保険負担金(PIS/Cofins)、商品流通税(ICMS)、工業税(IPI)、サービス税(ISS)等売上げ段階で課税される。仕入れに関わる税金分は後々還付される制度ではあるが、仕組みが複雑で負担は大きく、採算を確保はするのは困難である。	･税制の簡素化と税率の軽減、特に商品流通税(ICMS)は18%前後と高率であり、この軽減を検討頂きたい。	
		日機輸	(3)	税制の不透明	･1999年6月17日から、金融取引に関する所得税を制定し、ある金額が金融取引に借方記入される毎に総取引額の0.38%に等しい額が課税される。 （継続）		
		日製紙	(4)	特異で不合理な移転価格税制	･制度設計がOECDモデルに準拠していないため、移転価格税制対象取引先の所在国における移転価格税制との整合性が担保されていない。また、APA（事前確認制度）に関する明確な法規定が無く、移転価格非抵触の事前確証が得られず、市況･為替により常に移転価格抵触のリスクを抱える。輸出移転価格の算出メソッドにおいて定義される輸出先特殊関係者の最大利潤の計算が一般的な商取引･経済原則と乖離しており管理が難しい。 （継続）	･移転価格税制のOCCDモデルへの準拠。 ･APAの法制化。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸 自動部品 ベア工			・ブラジルは、経済協力開発機構（OECD）加盟国になっておらず、OECDモデルに準拠しない独自の移転価格税制度を定めているところから、複雑かつ合理性を欠く実務（税負担が大きくなるだけでなく、頻繁な制度改正、課税当局との交渉、法令等の言語上の問題）を輸入者に強いている。たとえば、ブラジルは、移転価格算定方法として、OECD諸国で認められている米国のComparable Profit Method（CMP）および他国のTransactional Net Margin Method（TNMM）を認めていない。その代わりに、ブラジルは3つの方法を認めているものの、子会社が親会社から部材を輸入する場合、①独立価格比準法（Precos Independentes Comparados, PIC法）と②原価基準法（Custo de Producao mais Lucro, CPL法）は、要求される実務を踏まえると、実質的に適用が難しい。そうすると、当該子会社は③再販売価格基準法（Precos de Revenda menos Lucros, PRL法）を採用せざるを得ないが、この場合、当該子会社は、所定の算定方法に基づき各事業分野別の利益率（機械部品の場合20%）を利潤相当額として再販売価格から一律に差し引き、その金額を独立企業間価格と見做すことになる。このように実態の取引とはかけ離れた運用がなされている。 （継続）	・ブラジルが、OECDに加盟するか否かにかかわらず、OECD世界標準モデルに準拠することが望まれる。	・［1996年］法律 第9,430/1996号⇒ブラジルが移転価格税制を導入した。その後、改正を重ねている。［2012年］ブラジル連邦歳入庁規範的指針第1/2012号、暫定措置第563/2012号（後に法律第12,755/2012号に転換）、規範的指針第1,312/2012号および法律第12,766/2012号⇒PRL法における利益率の製品別化といった移転価格税制全般に影響を及ぼす改正をした。
		日商			・OECDガイドラインに沿わない独自の移転価格税制制度が存在。MCM番号毎の採算管理が必要で、特別なsoftwareを導入する必要がある。 2012年に新しく法令が制定され、①セーフハーバーの適用範囲の制限（従来の適用制限なしから取引の20%未満に）や②輸入再販価格基準方における利益率と適用方法（再販、製造用部材の区分を廃する一方、業態別に20-40%の利益率を適用）が変更となっている。 （変更）	・経済活動業種やセクター毎の実態に合わせたマージン比率を今後財務省の政令により適宜変更する事を謳う等、一定の改善がみられるが、左記②に於ける業態の適用などに疑義あるなど、APA（Advance Pricing Agreement）の創設も検討願いたい。 ・セーフハーバーの適用範囲の制限については、旧来どおり、制限なしに戻してもらいたい。 ・二重課税を回避するための仕組み構築（租税条約改正を含む）を要望。	・法律12715、12766 ・施行規則1321、1322
		日製紙 日商			・欧米と比較して非常に高いマージンを要求されている。親子間の貿易を阻害している。 （継続）	・マージン率の軽減。	・移転価格税制
		JEITA			・年間の全体の取引に於ける収支に基づいて利益の移転を判断するのではなく、輸入アイテム個々に、個別に一定の利益を確保することを規定されるブラジルの移転価格税制は、輸入販売を行う上で、ビジネスチャンスを増やす機会を狭める。	・アイテム個々の利益に基づいてではなく、企業として年間の取引全体で一定の利益が確保されていれば、移転価格税制に抵触しないというように法を改めて戴きたい。	・9.430/96; 12.715/12 ; 12.766/12 1.312/2012

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸			・ブラジルの移転価格税制は1996年法の令9430号又は2012年の通達2435号に準じた2種類の異なった最大許容輸入品価格の計算式が存在することにより税務訴訟が多発している。 納税者側の主張は、 ①固定粗利率は業種別の差を考慮し柔軟性を持たせる。 ②単品計算ではなく商品のグループ平均粗利率を認める。 ③APA（Advanced Pricing Agreements）事前 問い合わせ 制度を設ける、等であったが、暫定563号(12年4月）で粗利率が一般商品は20%に変更された。カメラを含む一部の商品は40%～30%と高く税務局との調整を必要としている。 暫定563号は12年9月に法令化され最大許容輸入価格の比較額をCIF価格＋輸入税からFOB価格に改正された。この法令12715/12は12月に細則が出たことからCNI（ブラジル工業連盟）、FIESP（サンパウロ州工業連盟）、ELETROS（ブラジル家電協会）を通じ、企業側の要請が行われる見通し。 （継続）	・不当に利益操作をしているのではないかとの調査、反論、立証というプロセス無しの機械的な課税方針には納得できない。 ・一部粗利率の見直し： 例：DSC40%を20%へ訂正してほしい。 デジカメの40%のマージンは高すぎる為。	・移転価格税制 ・法令9430（1996年) ・法令12715/12（2012年9月）
		日商			・2012年法令12715号で、以前に比べて改善され計算方法も明解になったが、要求されている光学機器・医薬品40%、化学品等30%の粗利率は改善の余地があると思われる。またブラジル独自の移転価格税制となっており、実質的には関税に類する負担になっているほか、運用には注意が必要なため調査に人・金・時間がかかる。 （追加、要望変更）	・国際的慣行（OECD）に整合する制度に変更していくよう、政府側との対話と協議を継続して頂きたい。	・ブラジル2012年法令12715号
		日機輸			・出資比率が10%以上の会社との取引も対象となってしまう等、移転価格税制の対象が他国の制度と比較して広く、多大な事務負担を要求されている。 また、業態や取引の特性に関係なく一定の高い利益率を要求する手法が採用されており、他国で行っている取引であっても、ブラジルでは採算が取れずに諦めざるを得ないものがある。 （継続）	・左記以外の点においても国際的な標準モデルであるOECD移転価格ガイドラインとは大きく異なる制度になっている為、ガイドラインに準拠した制度に見直して頂きたい。	・1996年(法令9430・96)、連邦税務局からの基本通達
		日商	(5)	PIS/COFINS、ICMSの受領資本利子課税	・持株会社が受領する資本利子に対し、PIS/COFINSが課税されている（通常の利子は課税対象外）。 （継続）	・持ち株会社の資本利子も課税対象外とすることを要望する。	
		日商			・間接税の1つであるPIS/COFINSが基礎食品に関し免除され、即席麺も免除になったが、原料購入時のPIS/COFINSは発生するためクレジットが貯まることになった。その後の進展として、法人税での相殺に加え、2012年分について一部還付があったが、未だ累積で40Mレアル、各年で5Mレアルのクレジットが存在する。	・PIS/COFINSの全廃。	・2013年7月9日法令12.839
		日商	(6)	輸出還付の遅延	・社会負担金等（PIS/COFINS）を含め連邦政府に対する税金還付Positionが発生した場合に、将来の税金から控除するのみでなく、還付請求を行う権利が認められているが、その実行性についての疑義多く、事務作業や手続きに要する時間が明確で無い等、還付請求制度が機能していない。 （一部削除）	・還付の迅速な実行。	
		日商			・ICMSクレジットの還付に非常に時間がかかる。	・ICMSクレジット還付の迅速化。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸	(7)	貸倒に関わる税償還制度の未整備	･付加価値税･売上税が課税された売上債権が貸倒となっても納税額を償還する制度がない。税率も貸倒リスクも高いので影響が大きい。	･和議･倒産に限定でも良いから制度化を望む。	
		日機輸	(8)	連結納税制度の欠如	･連結納税制度がない。 (継続)	･連結納税制度を制度化して頂きたい。	
		日商			･持株会社の場合、傘下各社で事業収益による課税Positionが生じる一方、持株会社本体では管理経費が発生し欠損Positionとなるケースが多く、全体として納税額が大きくなるケースが多い。 (継続)	･連結納税制度の導入。	
		日商			･法令上、連結納税は認められていない。	･連結納税制度の許可。	
		日機輸	(9)	あいまいな欠損処理規定	･欠損によるTax Lossの規定があいまいでなかなか使用できない。 (継続)	･Tax Loss使用定義明確化。	･法人税法
		日機輸	(10)	INCOTERMに基づくCIFの価格設定不可	･INCOTERMに基づくCIFでの価格設定が認められていない。 (継続)		
		日商	(11)	州ごとに異なるICMS課税	･リオ州の税制において、現物貸借取引はICMS（税率19%）課税対象となるため、原油生産プロジェクトを他社（パートナー）と共同で行い、他社がリフティングする際、同社のエンタイトルメント原油数量がリフティング数量に満たない場合、一時的にパートナー間で発生する現物貸借取引に対し、貸した側にICMSが課税されること。（実体としては、その後の原油生産により逆の現物貸借取引が行われる為、すぐに貸借関係は解消される。） (継続)	･プロジェクト運営の実態に即した課税方法への変更。	
		日商			･ブラジルの商品流通税(ICMS)は州に属する税金で、主に商品の流通に対し課税を行う付加価値税の一種。州毎に税率が定められており、州間取引を行う場合、他州へ販売する際の税率が低いことから、税率の差により仮払いが蓄積する状況が発生してしまう。法令上、還付は認められていない。	･州税から連邦税への切り替え。 ･税率の簡素化･一本化。	･補足法第87/1996号
		自動部品			･同州内に対象部品を生産するサプライヤーがいない場合、他州から“輸入”する必要が生じる。	･国内の取引は非課税としてほしい。	
		自動部品			･州をまたいで客先に製品を販売する際に、売主が州間取引税を政府に先払いし、あとから客先から徴収する仕組みとなっている。州により税率が違うので、支払い金額の予測も難しい。	･州による税率を統一し、客先が支払う。	
		日商	(12)	商品流通サービス税のしくみ	･商品流通サービス税（ICMS）は、サンパウロ州で製品を輸入した際に18%が前払いされ、サンパウロ州以外に販売すると4%が前払い残高より引き落としされる。この場合、前払い残高は溜まる一方で、利子も付かず、資金繰りに大きな影響を及ぼす。残高の一部払い戻しは可能だが煩雑で長い時間を要すると聞いている。	･税制の改善または一部払い戻し手続きの簡素化･迅速化。	･ブラジル税法
		日商	(13)	全世界課税所得課税適用の不合理	･個人の課税対象が伯国内の所得のみならず、全世界の所得が対象となり、結果として非常に高額となる点（年金保険料に関しては、2012年両国にて社会保障協定締結により二重払い防止）。 (継続)		
		日商			･個人の課税対象が伯国内の所得のみならず、全世界の所得が対象となり、結果として非常に高額となる点。	･税制の見直し。	･国税庁細則IN213/02

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日商 日機輸 日商 日製紙 日商	(14)	頻繁な税制改正による不透明とコストアップ	・頻繁に税制変更が実施されることに伴うコストアップ。 (継続) ・複雑かつ高率な各種課税により、税金負担の実額が大きいこともさることながら、税制の理解が困難で、かつ税制や納税手続が頻繁に変更されるため、税理士へのフィーや事務作業等、多大な税務コストの負担も余儀なくされている。 (継続) ・①産業界との充分な議論なしに、大統領が暫定法令を頻繁に官報にて公示する。 実現可能性(内容や施行日)、他法令との関連につき不十分な検討。国会審議に時間を要する。 ②頻繁な法改正にも関わらず当局による情報提供の不足。 税務恩典の公表も含め適切な頻度(事前また事後)・方法による情報提供の欠落。改正法と現行法の新たな解釈の双方を絶えず注視する必要性とそのための人材確保とコスト。 ③一方で納税義務者の情報についてのみ透明化。 過剰な電子申告と付随する「違法」概念・罰金規則の多角化。 税徴手続の自動化。 ・特に税制であるが、頻繁に法律・条令が改定される為、きめ細かい情報収集とフォローが求められる。またその改定が旧法の修正・追加という形のため、最新法を見るだけでは全体像が掴めず、いつまでたっても旧法を参照しなければならず非効率・分かりづらい。 (継続)	・整合性ある変更と周到な準備。 ・構造改革(税制の簡素化)。 ・産業界と充分議論した上で、場当たり的ではない適切なスケジュールに基づく法改正を要望。 ・場当たり的・継ぎはぎ的な法制度ではなく、体系だった法制度または改正による法解釈の透明化を要望。 ・法制度を出来るだけ単純化・明確化し、変更点は行政担当者に周知徹底して頂きたい。	 ・各種税法 ・各種法律
		日商	(15)	ISSの累積課税	・プロジェクトオーナーがEPC契約をTurn Keyで発注する場合、発注金額に対してサービス税としてISS(5%)が課税されるが、EPCコントラクターが更にサブコンに外注する場合、この発注に対しても同様にISSが課税されクレジットが認められない。このため、サブコンのレイヤーが多ければ多いほどISSが累積する。 (継続)	・ISSのクレジット認可。	
		日商	(16)	資本利子支払い時の源泉税の取り扱い	・日伯租税条約においては、伯国から日本への資本利子支払い時に適用される源泉税率は12.5%となっているがブラジル国内間の支払い時に適用される源泉税率は15%である。日本企業が伯国企業へ持株会社を通じ出資している場合、持株会社が資本利子を支払う際に以下の様な問題が上記税率の違いによって発生する。 出資形態: 日本企業 --- 出資 ---> 持株会社 --- 出資 ---> 伯国企業 (日本) (伯国) (伯国) 資本利子支払い時の適用税率: 日本企業 <--- 12.5% --- 持株会社 <--- 15% --- 伯国企業 ※問題 持株会社は、日伯租税条約に則り、日本への資本利子支払い時に12.5%を	・持株会社の事業目的が伯国企業への出資のみの場合は、伯国企業から持株会社(日本企業への支払い分)へ資本利子を払う時点で日伯租税条約にて取り決められている。源泉税率(12.5%)にて源泉徴収するよう税法を改正することを要望する。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14					源泉するが、伯国企業から持株会社が資本利子を受領する際は15%を源泉される為、2.5%の差が生じる。持株会社に資本利子以外の収入が無い場合は、①持株会社は自らの資金を活用し2.5%を上乗せし日本企業宛に支払うことになり、②2.5%の税金を他の税金から控除することも出来ず二重課税されたままとなる。 (継続)		
		日機輸	(17)	売上を課税ベースとする給与納税	･法令12715号(2012年9月18日発行)55条により業種によっては従来の給与額20%に対し売り上げの1%で納税する制度への選択が可能となった。 (継続)	･給料付帯経費の負担低減。	･法令12715号55条(2012年9月18日発行)
		建機工	(18)	過度な国産優遇	･非常に高い輸入税や複雑な課税制度により、輸入品の価格競争力が失われている。	･税制の透明化、関税の削減。	
		日機輸	(19)	情報不足	･ブラジルでのMFP/LP商品の今後の関税、内国税の動向について情報が不足している。	･現在はブラジル国内の工場で最終生産を行うと関税、内国税の優遇制度が適用されているが、今後も優遇されるのか？ 又、関税･内国税は今後も継続されると理解しておくべきか？	
		日商	(20)	税務申告の電子化の動き	･税務申告の電子化の動きに対応すべくコンピュータシステムへの投資金額が半端でない。	･新制度開始時には、各社の導入の猶予期間を十分にとってほしい（仕様決定後2年は必要）。	･ブラジル税法
		日商	(21)	税金支払い不足への高額な罰金	･税計算方法の複雑さや不明瞭なルールへの解釈の違いが故に起きる税金の金額違いや、支払ってはいるがコード間違いで支払っていないことになってしまうケースがあり、それに対する罰金が膨大となってしまうことがある。	･税制の簡素化。	･ブラジル税法
		自動部品	(22)	INMETRO認証が煩わしい	･顧客との費用負担交渉等の以前は発生していなかった工数が発生。	･INMETRO認証の廃止あるいは簡便化。	
		日商	(23)	各種報告義務の多さ	･政府への報告義務の多さが故に数名のスタッフをかかえる必要がある。報告漏れによる罰金も高額に及ぶ場合がある。	･報告義務の簡素化。	･ブラジル税法
		自動部品	(24)	先払いの多額の税制	･ブラジルは輸入時に輸入税以外にもIPI、PIS、CONFINS、AFRMM、ICMSといった多種の税金を先払いしなければならず（約70%以上　含輸入税）、輸入品主体のビジネスの場合、多量のキャッシュを保持していないと成り立たない。	･複雑な多種の税金を1本化し、客先売却時に回収。	
		日商 日商	(25)	理不尽なICMS-ST	･販売先の小売のICMSを肩代わりして支払うICMS-STは理不尽な制度と感じる。また、計算も煩雑で基本的に出荷の前に支払い義務が発生する。 ･ICMS前払い分の還付がない。過去に遡っての税金未払いの言いがかり。複雑でITでの効率化も困難。サービス購入の場合の経費認定。	･当制度の廃止。	･ブラジル税法
16	雇用	日機輸	(1)	代表者･駐在員のビザ取得の居住要件、資本金要件	･代表者はブラジル居住者、又は外国人の場合は永住ビザを有する者に限られ、temporaryビザの者は認められない。駐在員として永住ビザを取得するためには中央銀行に登録された60万R$の資本金が必要、又は15万R$の増資と最低10名の追加雇用が必要となる。Temporaryビザは2年と限定され、その取得が難しくなってきており、新許可も得にくくなってきている。 (継続)	･永住ビザ取得条件の廃止。 ･取敢えず法務省裏書きの住民票とパスポート･コピーで代表取締役の必要書類とする。（日本の場合と同様） ･現地就業後のRNE(外国人登録証)変更申請の簡略化。	･決議文第27号

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸 日商	(2)	ビザ発給の遅延・取得難	・日本から出張者、支援者、赴任者を受け入れる場合、その目的によって商用ビザ、短期（テンポラリ）ビザ及び長期（パーマネント）ビザの取得の必要があるが、ビザ取得にはかなりの時間を要す。 （継続）	・ビザ取得の簡素化・スピード化。 ・各種ビザでの滞在期間延長手続きの簡素化。	・入国管理法
		日機輸			・技術支援者の出張に際し、ビザ取得が必要となっており、ビザ取得に時間がかかり、緊急な出張に対応できない（実働10日間以上） （継続）	・ビザ発給の迅速化、有効期限の長期化。 ・緊急なときではなくてもビザを直接領事館で申請することができるように要望する。	
		日機輸			・外国人の就労許可の審査が厳しくなっており、役員や技術者の就労許可の取得が困難となっている。赴任者・出向者の長期ビザの発給の遅れは、企業の人事政策に支障をきたしており、早急な改善が必要である。ビザの発給に非常な時間と経費がかかる。90日間有効のビザ（業務出張用）－期間が短すぎるが－の場合、発給に申請後約1週間、10,200円（Consular feeとして）かかる。（米国からブラジル向けのビザは5年間有効） （継続）	・米国並のビザの発給の迅速化、有効期間の長期化。	
		日機輸			・現地でのビザ申請手続きに時間がかかる（3ヶ月程度必要な場合有り）。 （継続）	・手続の早期化を要望。	
		日機輸			・短期ビザの在留期間を延長するためのプロトコルだけを証明し、ブラジルに入ることができない。 （継続）		
		日機輸			・短期ビザを永住に変更をするためのプロセスは4～6ヶ月間掛かる。しかし、申請することは有効期限の2ヶ月前にしかできない。 （継続）	・変更手続きを6ヶ月前に申請できることを要望する。	
		日製紙			・既存企業であっても就労ビザ取得に4カ月以上かかる。また、昨年来一時ビザの更新が禁止され、更新から永久ビザ更新へと手続きが変更されてからも、永久ビザ発行までに1年程度の長期手続きを要している。 （継続）	・就労ビザ取得作業の簡素化（就労許可審査の短期化等）。	
		日機輸			・外国人就労者に対して、ビザ（パーマネント・テンポラリー）取得まで半年程度を要する。 （継続）	・ビザ取得の簡素化・スピード化、各種ビザでの滞在期間延長手続きの簡素化。	
		日機輸			・ビザの発給に時間がかかり（2～3週間）、緊急の出張に対応できない。 （継続）	・ビザ発給の迅速化、有効期限の長期化。 ・緊急なときではなくてもビザを直接領事館で申請することができるように要望する。	
		日製紙 日商			・取得まで平均5カ月もかかること。簡素化して早くなると聞いたが、全く早くなっていない。 多額の投資をしてパーマネントビザを申請しても、テンポラリービザ取得までの期間と変わらない。 （継続）	・ビザ発給・更新手続きの迅速化。 ・パーマネントビザ取得期間をテンポラリーより短く（優遇して）頂きたい。	・入国管理法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日商			・2012年より、2年経過後にVISA V（2年期限）を延長する場合は、永久VISAへの切替申請が必要となったが、当該手続きの進展が極めて遅く、切替までに1年半近くが経過している駐在員もいる。切替手続き中に日本への出張や一時帰国などがある際は、念のため、日本で観光VISAを取得して再入国するよう推奨しているが、以下のようなトラブル事例が発生している。 －出国時、サンパウロGRU空港にてVISA切れということで出国審査官にRNE（外国人身分証明書）を取り上げられる。 －観光VISAの取得はあくまでもブラジル入国時に有効なVISAが必要との法に基づく一過性措置であるにも関わらず、観光VISAで許可されている期間を過ぎてブラジルに滞在していたと主張され、在日ブラジル領事館から観光VISA発給を拒否される。 （継続）	・ビザ切替申請の迅速化の対策を図って頂きたい。 ・入国審査官や在日領事館職員とビザ申請実態の正確な共有化を図って頂きたい。	
		日商			・現地法人取締役の場合、労働ビザ取得に際してブラジル中銀の事前許可が必要になり、内示から正式赴任までに半年程度の時間を要する。 一般行員の場合、テンポラリービザ（期間2年）で赴任後、有効期限到来に伴いパーマネントビザへ切り替える際、手続きに相当の時間がかかる（※一年半超を要した事例あり）上に、完了までの時間に大きなバラツキがある。更に、テンポラリービザの有効期限が切れる1ヵ月程度前まで変更の手続きを受け付けてもらえなくなった為、有効期限到来後からHP上でCertidão de Trâmite（切り替え手続き中であることを証明する書類）を取れるようになるまでの期間は、国外出張等に制約を受けている（手続き完了の目処が立たない為、スケジュールも立て難い）。 ※已むを得ずアルゼンチン等で観光ビザを取得して対応するケースもあるが、時間・コストがかかる上に二重ビザの問題あり。	・ビザ取得・更新に係る手続きの迅速化。 ・テンポラリービザの有効期限の長期化。 ・ビザ変更手続き期間中（特に、有効期限到来後Certidão de Trâmiteを取れるようになるまでの期間中）の対応に付いて、政府が明確なルールを策定・公表してほしい。	
		日商			・従来、労働省への労働許可申請から受理・許可まで平均40日程度を要しており、かつ、申請タイミングによって所要日数が大きくばらつくケースが多く見られた。		
		日機輸			・入国ビザの期間が3ヶ月と短期でかつ、ブラジル入国に有効であるだけでなく、出国時も有効である必要があるため、非常に使いづらい。 （継続）	・ビザ期間延長。 ・ビザ取得の早期化。 ・ビザ取得手続きの改善。 ・国情の違いで仕方ない。	
		日機輸			・現在の法令によると、ブラジル滞在期間が30日以下であり、緊急な場合であれば、ビザを直接領事館で申請することができるが、普通の場合はできない（労働許可証は不要）。 （継続）		
		日機輸			・ビザの有効期間は60日のみ（米国から）　韓国はビザなしで入国可能。 （継続）		
		日機輸			・ビザの発給手続きが極めて官僚主義的で、手続きには時間が掛かる。 （継続）	・ビザ発給の迅速化、有効期限の長期化。	
		日商			**（改善）** ・2014年後半から電子申請方式に代わり、申請から許可までの工期が短縮された。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸	(3)	商用査証の有効期限	･ブラジル商用査証の有効期限が3年間に変更。 (継続)		
		日商 日機輸	(4)	外国人登録手続の遅延	･RNE (外国人登録書) 発給が極度に遅れ、その間はプロトコルを身分証明として提示するが、各種提示場所でプロトコルが身分証明として十分に認知されていない場合があり、都度説明に労力を要する。 (継続) ･RNE (外国人登録書) 登録･変更の申請が予約制で、予約に時間がかる。 (継続)	･RNEの早期発給。	
		日機輸 日機輸 日商 日商 JEITA 日商	(5)	労働者過保護の労働法制	･労働費が高い。また、銀行に勤める従業員に8時間以上の労働をさせてはいけないという法律 (1943年3月1日に制定)。繁忙期に残業にて対応できないため、通常時においても余剰戦力が必要。 (継続) ･休暇の取得制度が硬直的。年間30日の休暇で一回10日以上の連続取得で年2回の取得しか認められない。休暇中の人の手当てやコスト等が小規模では対応できない。 (継続) ･ブラジルの企業全てだが、過保護すぎる労働法により国全体の国際競争力が無くなっている、労働者は1年11ヶ月しか働かないし、そのほかに病気、怪我は診断書があれば有給扱い。そのため、絆創膏で完了するレベルの怪我でも1週間～10日の自宅休暇となり、有給扱い (偽の診断書も売買している)。更に朝、昼、おやつ、送迎、保険は全て会社負担、毎年の賃上げ (7～10%) インフレ (5～6%) その他にも多数あるがこれでは競争力は維持できない。 ･実質的な賃金引き下げが出来ず、解雇にも非常に多額の割増退職金が必要。収益面での圧迫も大きいが、事業戦略上の選択肢が狭まっている。 ･年間のインフレ率(%)に合わせて、給与額も無条件で毎年上げないといけない。 ※出張手当の額を組合にて規定されている。 ･現地労働法により労働者が手厚く保護されており、行員に支給される給与以外にも関連費用 (1. INSS (年金) 積立、2. FGTS (退職基金) 積立、3. デッシモテルセイロ (1年間に13ヵ月分の給与を払う制度)、4. PLR (現法利益の一定割合を行員に還元する制度)、他) が給与と略同額発生、収益面での圧迫が大きい。	･法律の撤廃。 ･労働法は他国並みに改善が必要。 ･割増退職金はともかく、自動的に賃金があがる制度と社会通念を変えない限り、国家としての競争力は低下の一途。 ･労働法以外に組合で規定されたルールが多く、大きなコスト負担増となっており、各企業に運用を委ねてほしい。 ･労働者保護制度の簡素化･一部廃止。	･労働法 ･ARTIGO255 DA CLT (CONSOLIDACAO DAS LEITS DA TARABALHO) ･憲法7条13項 ･総合労働法58条 ･総合労働法130条 ･労働法 ･ARTIGO255 DA CLT (CONSOLIDACAO DAS LEITS DA TARABALHO) ･憲法7条13項 ･総合労働法58条 ･総合労働法130条

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日商			･給与減額の容認について、社内の部門間移動の際に管理職から担当職への職種転換、会社業績、本人の人事評価、経営難に伴う労働時間短縮などによる理由であっても、給与の減額が法律で禁じられている。	･CLTの改正など。	･CLT462条
		日商	(6)	高い労働コスト	･当社事業活動範囲である、中南米･カリブ全般に言えることだが、インフレや経済成長、また企業のグローバル化などによる労務費の高騰により、優れた人材を安価で確保すること、また社内の給与バランスの維持がより難しくなっている。当社内においても、ほぼインフレ見合いで年々給与があがっている長年の勤務者よりも、近年採用する社員の方が同じポジションであっても給与を高く設定せざるを得なくなり、公平を保つのが難しくなっている。 (継続)	･政府や業界団体から毎年インフレを上回るベース給与アップの指針が発せられ、民間企業として従うことになるが、労務費の高騰は、国内産業の競争力を失うことにもなる。インフレに則した指針を求める。	
		日機輸			･労働費の高さ。	･関連労働法の撤廃。	･労働法 ･ARTIGO255 DA CLT (CONSOLIDACAO DAS LEITS DA TARABALHO) ･憲法7条13項 ･総合労働法58条 ･総合労働法130条
		日商			･雇用後、毎年所属する組合によって一律な賃金UPがあるが、増加率がかなり高い。雇用時は良くても数年後には競争力が無くなってしまう。	･賃金UPのベースの直しをお願いしたい。	
		日機輸			･賃金は毎年インフレ見合いで上昇、同じ職種でも勤続年数によって給与差は大きい。生産性向上が伴わないと会社業績は悪化する構造。また人件費に対する社会負担額も大きく、業績を圧迫している。	･少なくとも給与の強制昇給システムは直ちに撤廃頂きたい。	
		日製紙			･従業員給与が下方硬直性である。政府の方針として、前年インフレ＋GDP成長率で賃金コストが上がるが、売価上乗せには競争上限界がある。このままでは早晩事業として成立しなくなる。 (継続)	･給与引下げの自由化。 ･インフレ分の賃上げ義務の撤廃による賃上げ交渉の完全随意化。	･労働法 ･各種社会保険法
		日商					
		日製紙			･毎年インフレを大幅に上回る勢いで法定最低賃金が上昇している。通常の賃金についてもインフレ分は必ず賃上げする義務があり、インフレによる内需の収益拡大を取り込めない輸出企業にとっては恒常的な減益要因となる。給与の引き下げも禁止されているため、人件費を競争力ある水準に保つためにはインフレ分の賃上げにより給与水準が一定レベルを超えた社員は望まずとも解雇せざるを得ず、企業を害するばかりか、本質的に労働者保護になっていない。 (継続)	･企業が技術革新等で競争力を維持できる範囲の法定最低賃金Up。 ･インフレ分の賃上げ義務の撤廃による賃上げ交渉の完全随意化。 ･給与引き下げの自由化。	
		日機輸			･各種社会保険法により企業の負担する人件費は労働者の額面給与の2倍程度に膨らみ、企業負担が大きすぎる。かつ、労働法により、毎年一定の賃上げが義務付けられる一方で、給与の引き下げが禁止されているため、企業業績や成果評価に応じた適正な給与決定が困難で、人件費は膨らむ一方となる。また労働訴訟が多く、直接雇用関係に無い労働者から訴えられるケースも多々あり、予防策が取れない。 (継続)	･構造改革（過剰な労働者保護の見直し）。	･各種社会保険法 ･労働法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日商			・企業業績や経済成長率と乖離した労務費の上昇。 ①インフレ率がターゲットとなっている労務上昇は、適切なコストパフォーマンスの労働力をあてがうことや人材の入れ替えを難しくし、企業の競争力を失いかねない。 ②インフレ分の賃上げにより給与水準が一定レベルを超えた社員は望まずとも解雇せざるを得ず、企業を害するばかりか、本質的に労働保護になっていない。 ③昇給よりも雇用安定を望む労働者までも賃金が上昇し、結果的に解雇され、より安い労働者に置き換えられてしまう。	・CLTの改正など。	・CLT462条
		日商			・人事評価に基づく減給であっても認められないことから、労働コストは上昇する一方であり、企業にとって大きな負担。	・CLTの改正など。	・CLT462条
		日商			・外部・内部環境が変化する中、従業員給与は業績に関係なく、引き下げることができず、組合との交渉により上昇させざるを得ない。	・CLTの改正など。	・CLT462条
		日商			・業績悪化に伴う労働時間短縮による人件費調整が困難なため、解雇という手段を取らざるを得ず、結果的に雇用の不安定性につながる。	・CLTの改正など。	・CLT462条
		JEITA			・年間30日の有休休暇があるが、休暇取得時にAllowanceを支払わないとならない	・有休休暇取得の権利を有するのは理解できるが、休暇取得時にAllowanceまで支払わなければならないのはコスト負担になるので、このような法は廃止して戴きたい。	・1)129 2)149
		日機輸	(7)	業種別労働組合への強制加入	・労働法により従業員は職種別・業種別の労働組合への登録を義務付けられる。サラリー改定、労働条件の改定が労働組合毎に決定される為、企業内で賃金の改定、条件の統一ができない。小規模事業所において社員間に異なる基準ができると、社員間の不満、労働クレームの原因になる。 (継続)		
		日機輸	(8)	現地人雇用義務	・給与と定員数でブラジル人の比率が2/3以上でなければならない為、小規模事業所では成立しにくくなる。 (内容・要望ともに一部削除)	・労働法の改定。	
		日機輸			・現地人雇用により駐在員と現地人の給与比率を基準内にする必要がある。 (継続)	・労働法の改定。	
		日商			・社員数に応じて実習生が割り当てられるが（規模により5%～15%）、2014年は法運用が厳しくなり、工場で58名採用。しかし、生産ラインで働かせてはいけないなどの規制があり、純粋な割増コストになっている。	・割り当て率及び作業規制の見直し。	・法令5598/2005年
		日商			・労働法は企業が研修生を受け入れることを義務づけているが、必要人数、期間、対象者、研修内容規制（危険業務は不可等）、斡旋業者など、地域情勢や経営状況等、実情に合っていない。	・各種規制緩和。 ・罰金制度の撤廃。	
		日機輸	(9)	派遣社員の雇用期間制限	・派遣社員の使用期間が最大6ヶ月しか認められない。景気の変動が大きく人件費が高い国で、労働力の調整が困難（スキルのあるウォーカー、単純作業者以外）。 (継続)		・暫定措置2076-32

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日商	(10)	駐在員の運転免許取得の煩雑･遅延	･日本の普通免許を所持していても、自動車教習所で20時間程度の実技教習が課される。また、自動車教習所、交通局等の関係者の説明が都度曖昧であり、何が免許取得のために必要な正規手段かが不明な上に、ポルトガル語での会話･交渉が必要であり、実質上免許取得は容易ではない。 (継続)	･外国人に対する自動車免許取得の明確なガイドライン確立と支援策の制定。	
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	知的財産権保護の不十分	･知的財産権の法整備は進んできている状況ではあるが、経済成長により、内外ともに特許出願数は増加し、審査の遅延及び審査の質（担当者によるバラツキ、レベルの差）は課題となっている。出願人にとっても安定した知的財産保護の取り組みに影響が生じる状況がある。 (継続)	･特許審査ハイウェイやASEAN特許審査協力（ASPEC）など、各国間協力を進めるとともに、利用促進を促し、審査滞貨の解消と、審査官への教育も進めて頂きたい。	
		日機輸	(2)	特許侵害製品の輸入差止規定の不備	･税関による水際措置は、商標権侵害の製品を差し止めることを規定しているのみで、特許侵害製品の差し止めについては規定がない。 特許侵害製品が税関により輸入差し止めされたケースは非常に稀であると情報を得ている。 (継続)	･特許侵害品の差し止めに関する規定を設けてほしい。	･産業財産法198条 「ブラジルの知的財産制度」日本知的財産協会
		日機輸	(3)	特許出願審査･権利化の遅延	･特許権利化までに平均で8～9年かかる。特に、電気･電子分野では出願から10年を超えるケースもある。 (継続)	･審査官を増やして頂きたい。各種セミナーによると、審査官を増やし、バックログを減らす施策を講じているとのことなので、その目論見通りに、権利化までの時間が短縮されることを期待する。	･現地代理人との会談で聞いた情報、ならびに、参加した外部セミナーでの情報。
		日機輸			･ブラジルにおける特許や実用新案の審査の期間は10年以上と、他の新興国と比較しても非常に長く、ライフサイクルの短い製品について実質的な知的財産保護を得ることが困難となっている。 (継続)	･他国との審査協力の促進などにより、引き続き権利化期間の短縮に向けた対策を進めて頂きたい。	･審査運用
		日商			･特許が権利化されるまでに申請から8年程度かかるのが標準。 (継続)	･引き続き、審査の迅速化、権利化期間の短縮に向けた対策を図って頂きたい。	
		日機輸	(4)	早期審査制度の利用条件の厳格	･早期審査を要請するためには、下記のいずれかを満たす必要があるため、使いにくい。 －出願人が個人で、60歳以上の場合 －出願人の許可なしに第三者によって発明が利用されている場合 －登録特許が財源取得の条件になっている場合（証拠が必要）。 (継続)	･企業が活用できるように、早期審査の請求要件を変えてほしい。 例えば、対応外国での調査結果を提出したら早期審査を認めるようなルールができると、使いやすくなる。	･Resolution 132/2006 http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=8389
		日機輸	(5)	審査請求順に基づく審査着手の必要	･出願番号順に審査が行われている。そのため、早期に審査請求を行っても、あとから審査請求された、出願番号の早い案件の方が先に審査される。 (継続)	･審査請求が行われた順番に審査着手をしてほしい。	･現地代理人からの情報
		日機輸	(6)	知的財産情報の開示不十分	･権利化ニーズが高まる新興国において、件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。 (継続)	･先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めて頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		製薬協	(7)	医薬品関連特許の制限	・特許対象として認められる医薬品関連発明を制限している。 ブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）により特許審査が行われ、INPIによる審査と重複審査が行われ、登録までに時間がかかる。 （継続）	・産業財産権法8条に規定する特許要件を具備し、10条に規定する不特許事由に該当しない限り、特許を認めて頂きたい。 ・ANVISAによる重複審査をやめて頂きたい。	・ブラジル産業財産権法8条、10条及び第229C条
		日機輸	(8)	ブラジル特許出願継続期間中の更新料(Renewal Fees）の支払い	・ブラジル特許出願が継続している間は、更新料(Renewal Fees）をブラジル特許庁に支払わなければならない。年次で更新料を支払う現状では、最終的に特許出願を放棄した場合にそれまでに支払った費用が無駄になる。また、技術分野によっては存続期間内の多くの時間を審査されずに更新料の支払いを行っていることになる。	・日米等の主要国のように、更新料は登録後に支払うように法改正してほしい。あるいは、登録時にまとめてそれまでの更新料の累積分を支払うことができるようにしてほしい。	・工業所有権法令12章　第84条
18	技術移転要求	日機輸	(1)	技術移転契約におけるライセンサーの権利否認	・ブラジル企業との技術移転契約は最長でも10年間有効で、それ以降は秘密保持に関する項目を含め失効、当該技術を無償で使用することが可能となる。（有期のライセンス＝期間後は使用不可という概念がない）またライセンシーの改良技術に関して、ライセンサーへのグラントバック条項も認められていない。 （継続）	・技術ライセンス契約の認可。	
19	工業規格、基準安全認証	日商	(1)	たばこ製品の包装に係るプレーンパッケージ規制導入の懸念	・オーストラリアで導入されているたばこ製品へプレーンパッケージ規制と同様の規制の導入を検討しており、導入されれば商標の本質的役割である商品間の識別機能が著しく低下し、ビジネスの肝である「ブランド価値」が大きく毀損されることにより、健全な市場競争が阻害される。具体的な懸念としては、製品間の区別が困難なことから、消費者が意図しない製品を購入してしまうこと、消費者が低価格製品に移行すること、及び新規の市場参入が困難となることがあげられる。加えて、包装の簡素化により偽造が比較的に容易であることから、偽造品の増加も懸念としてあげられる。 （注）プレーンパッケージ規制とは、たばこ製品の包装について、形態、色等を規格化する措置であり、具体的には、写真付きの警告表示の刷記（前面75%、後面90%）を義務付けることにより包装上のスペースを大幅に制限した上で、ロゴ等の図形商標の使用を禁止し、且つ文字商標についても規定のフォントで所定の場所にのみ使用を可とするもの。	・左記のとおり、プレーンパッケージ規制は事業者の知的財産権を侵害し、ひいては健全な市場競争を通じた産業の発展を妨げる措置であると考えられる一方で、同規制の目的である、未成年者の喫煙防止等は、教育や罰則強化等の代替措置で達成可能と考えられることから、比例原則に沿った規制措置を実施して頂きたい。 ・日本政府に、左記の問題点を十分にご理解頂き、積極的な対処をお願いしたい。	・未定（保健大臣が導入の意向を表明）
		日商	(2)	安全規格	・認証制度はあるものの、基準やプロセスが明確でなく、対応に時間がかかるため、市場投入時期を外れる。		
20	独占	日商	(1)	港湾、空港ターミナルの高額な保管料	・保税倉庫の運営が入札形式のため、高額な保管料金（CIF価格ベース）をお客様に転嫁せざるを得ない状況である。	・港湾、空港ターミナルに対する料金削減依頼。	
21	土地所有制限	日製紙	(1)	外資系企業の農地取得制限	・個々の外資系企業による農地取得面積を各市町村面積の10%に制限する法律が存在したが、連邦総弁護庁の意見書により、これらの制限は企業の待遇差別を禁じた憲法に違反するとしてこれまで施行されていなかった。しかし、2010年8月23日付官報により、連邦総弁護庁が当該法律の有効性を認め、大統領も同意したことが発表された。これにより当該法規制は即日行政執行を開始した。 （継続）	・規制の緩和・撤廃。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
21		日製紙 日商 日商			・実質外国企業が大規模農地（ルーラルエリア）を取得できない制限があり、大規模投資はほぼ不可能となっている。 （継続） ・外資企業の農地所有規制（外資は土地権益のマジョリティーを保有できない）。 （変更）	・外国企業の大規模農地取得を原則的に届出制にし、土地買占め等問題がある場合のみ行政当局が介入する仕組みとして頂きたい。 ・規制の撤廃。	・土地法 ・2011年12月6日付け基本通達70号等
		日製紙	(2)	土地の強制収用および地役権の移転	・パルプ製造のためのユーカリ原木確保は重要であり、そのため当社はミナスジェライス州に広大な土地を所有している。しかしながら、近年、公共目的と称しての土地の強制収用、地役権の移転要請が増加し土地の所有権が脅かされている。いずれの例も法的手段を駆使しながらの相手との交渉事項となり、対応費用も嵩む。	・法規制の整備による所有権の確保。 ・強制収用や使役権の移転に対する十分な補償。	
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	独自のリサイクルマーク（電池）	・資源の有効利用や廃棄物による環境汚染の防止のため、各国、各地域でリサイクルに伴う法規制が成立している。電池においても同様であり、下記のように様々なマークを電池本体や電池を同梱する製品の取扱説明書への表示が義務付けられている。電池及び電池使用製品のメーカーにとって、それらを間違いの無いように管理することが大きな負担になっている。 （継続）	・各国独自のマークを採用するのではなく、統一された世界標準を作成する動きをして頂きたい。	
		日機輸	(2)	低圧モータの高効率化規制	・米国、カナダ、ブラジル、メキシコの各国が低圧モータの高効率化規制を行っているが、ここでいうモータとは機械に組み込まれているものを含む。規制に合格するための認証プロセスは各国で異なるが、効率を満たすだけではなく、現地の認証を取らなければならないため、その申請プロセスの煩雑さから、事実上の貿易障壁となっている。	・定められた効率レベルを満たすモータで且つ機械に組み込まれて納入されるモータについては、現地の認証プロセスに関わらず、合格扱いとすることで障壁を排除して頂きたい。	・大統領令 Presidential Order 4508
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日商	(1)	会社設立・許認可取得手続の遅延	・会社設立や許認可取得に時間がかかりすぎる。特にReceita Federalの輸入業者登録手続きでは、伯国の複雑な法規制等もあり、伯国進出前の調査と実態の食い違いに直面した。会社清算時に、一定期間の休眠会社化というプロセス必要となる為、結果として対応が長期化する事実あり。	・制度の透明化。 ・手続きの簡素化、迅速化。	
		日機輸 日商	(2)	行政手続の複雑・遅延	・行政が関係するほぼ全ての手続きにおいて、対応が複雑で時間を要する。当社及び事業会社の実例でも、労働ビザ申請、新任役員登録、商標登録、保税倉庫申請等の遅延があり企業活動に支障をきたしている。 （内容・要望ともに変更） ・行政機関への提出書類のすべてに、実質的に「公証」が必要で、時間的コスト的にロスが大きい。	・構造改革（過剰な公務員保護の見直し）。 ・公証役場に競争原理はなく、また慣例に従っただけの無意味な書類公証が多すぎる。公証役場への市場原理導入と手続き簡素化を要望する。	・ブラジル労働雇用省規則等

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23		日機輸	(3)	製品登録手続の煩雑	・医療機器輸入・販売における製品登録手続きの煩雑さ。 (変更)	・製品登録更新手続きの廃止。すなわち、日本等の様に一度登録したら更新不要にしてほしい。	
		日商	(4)	現地法人設立時の代理人設定	・外国企業がブラジルに現地法人(有限会社)を設立する場合、その外国企業(親会社)の全権を委任した代理人を置かなければならない。(当社は、日本人の出向者社長に委任している) (継続)	・委任された者はブラジル国内で親会社の権利を何でも行使でき、過大な権限を与えることとなる。リスクを伴うため、廃止して頂きたい。	・ブラジル会社法(と聞いている)
		日商	(5)	税務伝票への金額記載義務	・商品の移送にはいかなる場合も金額を明記のうえ印刷された税務伝票(Nota Fiscal)の添付が必要。国内取引の商流に介在し、商品はメーカー(仕入先)から顧客(得意先)に直送される場合など、仕入価格が得意先に知れ商取引で大きな障害。	・三角取引(venda a ordem)で商流・物流が分離している場合の移送用NFについては金額記載を免除してほしい。	・各州の州税(ICMS)関連法で規定。サンパウロ州の場合はArtigo 129, §§ 2º e 3º do RICMS/2000-SP
		日商	(6)	法制度・規則の未整備(薬事法)	・海外製品の輸入許可を取得するのに多くの時間と費用がかかる。	・特にアジア地域において近年薬事法の整備が順次導入されているため法整備と共に欧米の510KやCEマーキング、また日本の薬事法との相互認証を可能にしてほしい。	・薬事法
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	法規の頻繁な改変	・外貨事情により輸入に関する法令が頻繁に変わり、全ての法令が即適用される。 －例:95年輸入枠設定、97年輸入決済条件変更 (継続)	・法規の施行には充分な猶予期間を設けるべきである。最低でも3カ月程度の準備期間を認めるべきである。	・No 002753-ART.2 (1997.4.30)
		日機輸			・輸入ユーザンスに関する法規制の変更が突発的に起こることがあり、変更内容に細目不明なところがある。 (継続)	・法制度変更通知から施行までの猶予期間を従来よりも長くしてほしい。	・ブラジル中銀令2747号(輸入ユーザンス関連)
		日製紙	(2)	労働検察局(MPT)による法外な規制	・2014年10月、労働検察局より自社だけでなく請負として利用している貨物運転手の勤務時間管理を行うよう通告を受けた。他社社員の労働管理の必要性は法律に規程がないうえ、多大な追加費用が発生するため、通告の正当性を疑問とし弁護士と相談しながら対抗措置を取る予定。	・労働検察局業務の正当性等を第3者により監視する仕組みの導入等を要望。	
26	その他	日機輸	(1)	物流インフラの未整備	・人件費が高い上に、港湾・国内輸送網・通信網等のインフラ整備状況が悪くコストも高いので、国際競争力のあるモノづくりは難しい。 (継続)	・港湾、国内輸送網、通信網等のインフラの整備をお願いしたい。 ・輸送ルートの安全確保をお願いしたい。	
		日機輸			・中央・地方政府が行うべき経済・社会インフラの整備が、財源を人件費に喰われて疎かになっている。	・港湾、国内輸送網、通信網等のインフラの整備をお願いしたい。	
		日商			・国内輸送インフラ(特にマナウスから)の不備によりロジコストがかさむ。 (変更)	・不備、未整備の解決。	
		日機輸			・税制恩典地域のマナウスは、部品調達の一部がサンパウロ地区からであるが、輸送ルートが非効率で日数がかかり、また輸送コストが高い。陸送時の強盗の危険もある。 (継続)	・輸送インフラの改善、整備。 ・輸送ルートの安全確保。	
		日機輸			・港湾サービスが悪くコストが高い。 (継続)		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26		日機輸	(2)	通信インフラの未整備	・インフラ整備（電話回線の状況の悪さ、雷による突然の停電）など問題がある。 （継続）		
		日機輸	(3)	電力供給インフラの未整備	・雷により突然停電する。 （継続）		
		日商			・頻繁に発生する停電。	・電力インフラの整備加速。	
		日機輸	(4)	治安の悪化	・進出企業の集中するサンパウロでは、オフィス、倉庫物件の場所選定に、従業員の安全、貨物の保存を考慮して選定しなければいけないが、安全条件を満たす場所が極めて少ない、あるいは非常にコストが高すぎる。 （継続）		
		日機輸			・サンパウロからマナウスへの部品の陸送時に強盗の危険がある。 （継続）		
		日機輸			・サンパウロ以外の都市には、セキュリティを理由に貴重品が空輸できない。 （継続）	・治安維持と規制緩和。	
		日機輸			・サンパウロ・リオデジャネイロだけでなく、全国的に治安が悪化、殺人、強盗、誘拐が多発。マナウス市内の治安（重火器を持った強盗等）が悪化している。 （継続）		
		日機輸			・雇用機会の不足、所得分配の不平等などに起因すると思われる治安の悪化（最近では、大都市を中心に麻薬絡みの犯罪や未成年者の犯罪も増加しているという）が、投資環境にも影響している。 （継続）		
		日機輸			・出張者の治安対策。 （継続）	・当局による治安対策の強化。	
		日商			・駐在員の安全確保に相当なコストが必要。	・治安対策の強化。	
		日機輸	(5)	ドル建ての価格体系	・弁護士・子会社等の価格体系等がR$通貨の国にも拘らず、ドル建てが一般的となっている。 （継続）		
		日機輸	(6)	高い物価	・家賃等（不動産）がIGPM（総合物価指数）に連動して引き上げられ、インフレ要因となっている。間接的には生活料金、エネルギー（電気・ガス）、ガソリンの価格は（国内生産にも拘らず）ドルリンクされている。 （継続）		
		日商			・家賃、食費等が極めて高い水準。		

チリにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	日機輸	(1)	煩雑な通関手続き	･同国への貨物輸送に際しては、航空機搭載時点までに現地通関業者、及び輸送業者の現地代理店に書類(インボイス、Packing List)を送付し、確認承認を受けることが求められている。貨物の準備が整っても、確認待ちの時間や、確認受領まで航空機のブッキングが確定できないため少なくとも数日は無駄になるなど、非効率であり、特に急ぎの場合に支障がある。	･こうした事前確認の制限を撤廃して、迅速に航空機への搭載、輸送まで進められる様にして頂きたい。	
12	為替管理	日機輸	(1)	外国為替先物取引規制	･チリ企業は、チリ国内の銀行としか為替先物予約の締結が不可。 (継続)	･外貨管理規制の緩和。	
14	税制	日商	(1)	租税条約の未締結	･既に租税条約を締結済みの韓国、及び交渉を開始した中国等に比し今後投資環境において劣後におかれる可能性がある。特に鉱山業に於いては、税制面での優劣が投資判断において今後重要なファクターを占めるものと考えることから他国とのスタート位置は極力同じものとしたい。 (変更)	･既に日智商工会議所及び日商を通じ日本政府への要望書が提出されているが、その条約締結並びに定期的な進捗報告をお願いしたい。	
		日商			･日本からチリへの直接･間接投資額（累計）は1兆円を超えるレベルに増加している。 また、移転価格税制へのチリ当局の運用厳正化により、租税条約で守られていない日本企業には二重課税リスクが高まっている。 日本への配当、及び日本からの融資に係る金利支払いに対する追加税(いわゆる源泉徴収税)について、韓国等の租税条約締結済みの国に比べ、条件が劣後しており、日本企業の競争力低下を助長している。 今後、日本企業の投資意欲を鼓舞するためには、二重課税防止となる租税条約の早期締結の緊急性･重要性が高まっている。 (継続)	･租税条約の締結に向けた交渉の早期開始(チリ側担当者曰く、「チリ側はいつでもテーブルにつく用意があり、日本側を待っている」)。	･チリ税法 ･OECDガイドライン
		日機輸			･日本とチリとの間で租税条約が締結されていないため、案件応札に際し、高い税務リスクを検討要。		
		日商	(2)	税制改正	･2014年に税制改正が行われ、外国投資に対するこれまでの優遇施策が変更になることが公表されたが、未だにどのような変更となるのかの具体策が提示されていない。	･外国投資優遇策を明確にしてもらいたい。	
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的使用目的での複製	･私的使用目的で、正規に購入した音楽CDをPCに録音、さらに当該PCから携帯オーディオにコピー、放送番組をタイムシフト視聴するために録音･録画、さらに当該複製物を外出時に視聴するためにスマートフォンに再複製、購入した書籍を電子化してタブレットにコピーする、といったことが現実に行われている。 これら行為により、権利者に損害が生じているとは考えられないことから、上記が適法となるように権利制限がなされるべきである。 しかしながら、国によっては、そもそもそれら行為が法文上は違法と位置づけられていたり、一部の行為を適法としていても不十分であることがある。 なお、日本では、著作権法30条により、比較的広範に私的使用目的での複製を権利制限している。 (追加)	･現実に即した私的使用目的での複製の権利制限の導入。	･【チリ】私的複製を許容する条項なし。

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸	(2)	(著作権) 保護期間	・著作権の保護期間を「死後50年」から延長することにより、著作物を公有にして次の創作の基礎とすることが数十年遅延することになるが、その妥当性に疑問あり。 欧米等の国際潮流を根拠にする考え方があるが、米は映画産業の保護、欧は単一市場統一のために短期化での統一はその実現に時間を要するために長期化で統一したという、それぞれ特有の事情がある。これに対して、日本では長期化しなければならないニーズがあるとは思われない。むしろ、対中国・対韓国といったアジアのコンテンツ産業が台頭しつつある中で、日本のコンテンツ産業の海外普及の加速化には「死後50年」の維持が適当と考える。 作品の利用許諾が今以上に困難となれば、コンテンツ産業とともに歩む利用側の産業界もその影響を受け、将来に渡ってそれが続くことを意味する。 この点、米国ではフェアユース等の利用側に配慮した規定が置かれていることからバランスがある程度確保されているが、そのような規定のない我が国では、今以上にバランスを失し、マイナスの影響のみが懸念される。保護期間の延長により、権利の保護と著作物の利用のバランスにどのような影響があるのか、バランス維持のために権利制限について追加的対策の必要はあるのか、同じ観点で、権利制限等の事項でわが国から他国に対する要求事項はあるのか等、わが国としての保護と利用の最適バランスについて、議論が必要である。(このことは、TPPに盛られたその他の権利の保護強化全般との関係においてもいえることである。) ちなみに、欧州においては、例えば最近の実演、レコードについての保護期間の延長の適用にあたって、死蔵コンテンツを低減する為の対策が盛り込まれている。	・保護期間を著作者の死後50年とすることの許容。	・保護期間を著作者の死後50年とする国 ニュージーランド、ベトナム、ブルネイ、マレーシア ・保護期間を著作者の死後70年とする国 米国、オーストラリア、シンガポール、チリ、ペルー ・TPP2013年8月30日付リーク文書 QQ.G.6、QQ.G.7 死後70年 ・EU韓 10.6 死後70年 ・米韓 18.4.4 死後70年 ・米ペルー 16.5.5 死後70年 ・米チリ 17.5.4 死後70年 ・豪チリ 17.27 死後70年 ・EUペルーコロンビア 死後70年
		日機輸	(3)	(著作権) 著作権侵害に対する刑事罰の非親告罪化	・著作権侵害が私権の侵害である以上、被害者に被害回復を求める意思がない場合には被害回復の必要性は認められず、さらに、抑止効果という点に鑑みてもその必要性は低い。反対に将来の表現行為につき刑事罰の萎縮効果というマイナス面のみが残るものと思われる。 また、創作や表現は模倣から生まれることがほとんどであり、抑止効果の強化には慎重であるべきである。 著作権に関しては、権利制限・間接侵害など、権利の周縁が明確でなく、予見可能性が難しいケースの (例えば萎縮効果などの観点からの) 配慮と検討が必要と考える。	・著作権侵害に対する刑事罰を非親告罪化しない。	・【米】TPPにて非親告罪化を求めている ・TPP2013年8月30日付リーク文書 QQ.H.7 - 7(h) 項 ・米韓 18.10.27 ・米ペルー 16.11.27 ・米チリ 17.11.22 ・豪チリ 17.38
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	過剰な製品安全要求、認証体制整備不足	・当社が使用している一番典型的な認証スキームの場合、認証取得時工場監査および認証後に年1回の工場監査 (年1回)、および工場訪問によるサンプル抜き取り検査 (認証の6ヶ月後) や、市場でのサンプル抜き取り検査が要求されている。抜き取りサンプル数も非常に多い。これだけでも、先進国の要求に比して負担が大きいが、工場監査は製品 (プロトコル) 毎、認証機関毎に別々に実施されることから、頻度が高くなりがちで負担が大きい。 また、チリ本国から監査官が訪問するため日程調整が難しく、監査のためのチリ向け製品の生産日の調整が困難。	・他国認証機関の工場検査結果の受け入れ、チリ認証機関間の工場検査結果の受け入れ、採用する製品安全規格が共通な製品について工場検査の共通化、抜き取りサンプル数の適正化、充分な対応期間の設定等を希望する。	・テレビとセットトップボックス延期省令2716号 ・DVD、ブルーレイ及びオーディオ機器省令2684号 ・ホームシアター機器・プリンター省令2371号

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19					認証を取得するためには、認定試験所の試験を受けた上で、認定認証機関から認証を取得する必要があるが、認証機関･試験期間の認定が規制施行日前ぎりぎり、もしくは間に合わないことがある。 (継続)		
21	土地所有制限	日製紙	(1)	先住民による土地占拠	･先住民による土地返還運動が活発化し、複数の社有地(植林地)が不法占拠されるという事態に至っている。計画していた植林木の伐採を実施することが出来ず、収入の減少が避けられない。	･チリ政府として、抜本的な先住民問題対策を実施すると共に、現状先住民に占拠されている植林地については、政府機関による購入手続きを早めて頂きたい。	･先住民法 (法令19253号)
22	環境問題･廃棄物処理問題	日商	(1)	環境認可の手続と基準の不明確	･当社の事業に関わりのある分野において、承認済みの環境影響調査（EIA）が取り消される鉱山プロジェクトや環境認可が不承認となる発電プロジェクトなどの事例が見られる。これは、環境認可の手続きと認可基準が必ずしも明確でないことに起因すると考えられる。 (継続)	･行政と司法の権限の明確化、環境影響調査（EIA）や環境影響宣言（DIA）における住民参加手続きの明確化について、日本政府よりチリ政府に対して要請を行って頂きたい。	

コロンビアにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	日機輸	(1)	高輸入関税	･FTA/EPAの対象外品目であれば5-15%の関税が科せられる。	･早期の日本コロンビアEPAの締結による関税引き下げ。	
12	為替管理	日機輸	(1)	外国先物規制	･コロンビア企業は、コロンビア国内の銀行としか為替先物予約の締結が不可。(継続)	･外貨管理規制の緩和。	
14	税制	日商	(1)	同国外からの営業に係る制約	･コロンビア国外の金融機関が同国内で営業を行うためには、同国内にRepresentative Office (駐在員事務所) を設置しなければならない (恐らく、金融機関のみならず、同国会社法にも同様の制約がある模様) 。 当行は、同国内の弁護士を通じてRepresentative Officeに係る認可を取得。但し、同国内に当行職員を配置していないため、ニューヨークに勤務する職員が出張の上、現地で営業活動を実施している。	･南米含め他国では、出張ベースでの営業活動に際し制約 (同国の場合はRepresentative Officeの設置) がある例は稀であり、廃止を含めご検討頂きたい。	･Sheet No.396 of 751, Decree No.2555 of 2010
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	省エネ認証	･2015年度より冷蔵庫で省エネ認証開始予定。現在業界団体も含めて法規策定中も途中段階では欧州やブラジルなど各国の法規をつまみぐいしたような内容となり複雑な内容となる懸念あり。コロンビア地場メーカーのHaceb、Challengerを優遇する内容になる事を懸念。	･公平な法規設定。	
22	環境問題･廃棄物処理問題	日機輸	(1)	ﾘｻｲｸﾙ	･2014年度に冷蔵庫のﾘｻｲｸﾙを販売数量に応じて設定する法律を検討も現時点では実現はしていない。コロンビア地場メーカーのHaceb、Challengerを優遇する内容になる事を懸念。	･公平なﾘｻｲｸﾙ法設定。	
26	その他	日機輸	(1)	ボゴタ市内の交通インフラ未整備 (道路)	･ボゴタ市内の道路は幹線道路･一般道路に限らず、至る所に路面の穴がそのまま放置され、毎日のひどい渋滞、及び、交通事故の大きな要因となっている。この状況は、渋滞による経済的損失、及び、渋滞中の犯罪の増加にもつながっており、外国からの投資にも影響を与えていると考えられる。	･ボゴタ市への改善申入れと、日本企業への要望を確認頂きたい。	

エクアドルにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	突然の認証変更と不透明な試験方法	・2013年、従来認められていた送信モジュールでの認証が突然認められなくなり、新たに最終製品での試験に基づくセットモデル認証が要求されることとなった。急な運用変更のため、サンプルの手配が困難。また、試験方法等がはっきりと決まっていない、現地試験所のキャパシティ不足による認証取得の長期化が予想される等、今後、輸入に支障が出る恐れがある。 (継続)	・業界との定期的な情報・意見交換に基づく透明性が高く、無理のない規制の実施をお願いしたい。	
		日機輸	(2)	不合理な要求	・プリンタ規制（RTE INEN 202）、外部電源規制（RTE INEN 167）では認証取得が要求されており、申請の際に発行から12カ月以内のテストレポートの提出が要求されている。認証の有効期間が一年であることから、実質毎年一回は認定試験所の試験を受ける必要があり、企業にとっては費用面での負担が非常に大きい。 国際的には発行から3年以内のテストレポートを認めるのが通例である。	・発行から3年以内のテストレポートであればよいように改正頂きたい。	・REGLAMENTO TÉCNICO ECUATORIANO RTE INEN 202 ・REGLAMENTO TÉCNICO ECUATORIANO RTE INEN 167
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	省エネ認証の変更と新たな追加規則	・2013年6月発令の新省エネ規制INENは当初のエアコン、冷蔵庫から対象範囲を次々と拡大し、現在、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、管球、レンジ、テレビ、アイロン、掃除機と電気製品全般に省エネ規制を拡大。INENが認める第三者実験機関のテストデータが引き続き必要で費用、時間が嵩む事態となっている。また、一旦INENを取得したとしても官報のないまま次々と新たな規則、提出文書のフォーマット変更などを行い輸入を制限。エクアドルブランドであるIndustramaなど国内産業育成による貿易収支の改善が背景にあると考えられ、自由な競争環境を阻害している。 (変更)	・実質、輸入規制であり、INEN規制の早期緩和、撤廃を求める。	
		日機輸	(2)	リサイクルに関する規制	・充電池（一次電池は対象外）に関して輸入額に特定比率を掛け合わせた金額を輸入者が回収義務を負う規制を発行。拐取箱の設置や消費者意識の啓蒙などのコストが利益圧迫。 (継続)	・リサイクル規制の撤廃あるいは目標率の緩和を求める。	
24	法制度の未整備、突然の変更	日商	(1)	法制度・規則の未整備、突然の変更	・2010年7月に炭化水素法改正案が可決され、サービス契約への移行が一方的に規定されたため事業の継続が困難となり撤収を余儀なくされた。また、大統領権限が強く、法律の制定及び改正が十便な議論を経ず、頻繁に行われているため、今後も同様の事態が懸念される。 (継続)	・法制度、規則の整備を進める。	・改正炭化水素法

ペルーにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
6	外資優遇策の縮小	日商	(1)	探鉱に対する税優遇措置が不充分	・探鉱活動を活発化させるための、探鉱支出に対する税務当局の税優遇措置がない。 (継続)	・探鉱支出に対する税務当局の税優遇措置を要望する。	
12	為替管理	JMAA	(1)	急激な為替変動	・円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	・為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
14	税制	日商	(1)	鉱業税制の強化	・鉱業ロイヤルティ、鉱業特別税、鉱業賦課金の導入により新規鉱山開発に対する意欲が低下している。 (継続)	・ロイヤルティ他新税の撤廃または最小限の税率の維持。	・鉱山ロイヤルティ法
		日機輸 日商	(2)	不透明な税制度の運用	・税務調査の頻度、対象年度を明示するなど一層の制度・運用面での透明性を求める。 (継続) ・法制が複雑、かつ頻繁に変わり、運用状況も不透明な中、徴税率上昇を目論むペルー税務当局（SUNAT）による過剰な税務調査を受けている。前向き、かつ予防的に税務修正申告行ったとしてもペナルティーが科される。	 ・法制・運用の明確化。 ・税務調査の対象・頻度の明確化。	 ・ペルー税制
		日機輸 日商	(3)	税制における事務処理の煩雑化	・Detraccionと呼称される差引納税制度は、事業会社における事務作業の増加、煩雑化を招いている。 (継続) ・Detraccion(サービス業務等に対する付加価値税の一部を販売者に代わって納入する制度)やRetencion(国税局に指名された一部企業が700ソル以上の取引に対し付加価値税の一部を販売者に代わって納入する制度)といった源泉徴収制度があり、事務処理を煩雑にしている。 (継続)	・行政サービスの迅速化。 ・事務処理速度向上のため、これらの付加価値税源泉徴収制度は廃止にして頂きたい。	
		日商	(4)	過重な税負担	・法人所得税・配当税(合計32.87%)の他、鉱業ロイヤルティ(売上の約6%)、労働者分配金(税引前8%)、に加え、2013年には、新たにOSINERGMIN（鉱業投資監督庁）とOEFA（環境評価監査機構）への拠出金制度（0.36%）が開始され、実質的な税率は40%を優に超えている。かかる高率の税・拠出金が新規投資の障害となっている。 (内容・要望ともに変更)	・他国との競争力の観点からも過大な税負担は避けるべきであり、改善をお願いしたい。	
		日商 日商	(5)	過度の税務否認	・当局（SUNAT）による過年度の税務調査において、徴収官による否認認定が著しく、徴税額が増額になっている。費目例：ヘッジ取引による損失、精鉱輸送海上運賃鉱山周辺地域への援助費用否認から不服申し立て、控訴審に要する期間が超長期（9年間の例あり）に亘り延滞額も膨らんでいる。ペルー国内には2万件以上の税務訴訟の案件が存在している。 (継続) ・費用の期ずれ計上は損金算入できない原則があり不便。 (継続)	・商習慣上認められるべき費用についてはルールを統一し、不要な訴訟および費用の発生は回避されたい。 ・手続きの迅速化をお願いしたい。 ・期末の計上に間に合わないからといって損金算入否認は厳しすぎるので、猶予期間の設定が望ましい。	・所得税法（2007年1月施行） Articulo 5-A

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日商 日商			･精鉱輸出にかかる海上運賃･保険料が損金として認められない。 (継続) ･実需に基づく商品先物ヘッジによる差損を税務上損金と認めない。税法改正により2007年度からは費用として認められるようになったが、過去の否認分については、未だ認めていない。 (継続)	･海上運賃･保険料が損金として認めるよう要望する。 ･商品先物ヘッジによる差損を税務上損金と認めるよう要望する。	
		日機輸 日商 日商 日商	(6)	税行政手続の遅延	･税当局の行政手続に時間がかかるケースが散見される。 (継続) ･本来、政府が実施すべきインフラ整備等地域住民対策の実施費用が税務上損金として認められるためには手続きに時間が掛る。 (継続) ･税務手続きが非常に遅く、異議申立に対する決定通知に多大な年月をかける上、膨大な延滞利息(1.2%/月)を計上してくる。 (継続)	･行政サービスの迅速化。 ･地域住民対策費用が税務上損金として認められるための手続きの簡素化、迅速化を要望する。 ･手続きの簡素化、迅速化を要望する。	
		日商	(7)	税制改正の不適正な運用	･ペルーに於いて法人税引き下げと配当にかかわる源泉徴収税の引き上げが実施されたが、既存Tax Stability Agreementを締結している弊社事業投資先に於いては法人税引き下げが適用されなかったにも係らず、源泉徴収税引き上げのみが適用され、投資採算が悪化した。	･既存Agreementのﾒﾘｯﾄが損なわれることのない税制適用。	･ペルー税制 ･外資促進法
		日商	(8)	租税条約の未締結	･日本との租税条約が締結されれば、二重課税が回避されるだけでなく、相互協議ﾒｶﾆｽﾞﾑの中で税務当局との協議が可能となる。	･租税条約の締結。	･ペルー税制 ･OECDガイドライン
16	雇用	日機輸	(1)	労働者配当制度	･労働者への利益分配金負担率が大きく、企業負担を増大させている。給与引下げ不可、解雇原則不可、定年制の設定不可などが、企業の雇用促進の妨げとなっている。 (継続)		
		日機輸 日機輸	(2)	出入国管理手続の煩雑･遅延	･就労ビザ･外国人登録証の取得手続きに時間がかかる(1～3カ月)。 日本人駐在員、配偶者等の外国人登録証取得手続きについて、戸籍謄本を在日ペルー大使館で認証、スペイン語翻訳、その後ペルーでの申請。手続きが煩雑で一般の人には難しく代理店などを活用せざるを得ない。 ･進出企業の環境改善を図るべく、外国人居住者の入出国時の会社保証状(納税額を都度記載)の提出撤廃など、手続きの簡素化を求める。	･手続きの簡素化。	
		日商	(3)	雇用条件の硬直	･現地人雇用において、法律上給与ベースを下げることが出来ない、簡単に解雇できない等、柔軟な経営を阻害する背景がある。 (継続)	･雇用条件の柔軟化を要望する。	
		日商	(4)	臨時雇用者の正規雇用化の弊害	･臨時雇用者について、労働監督官の判断により、臨時雇用者を正規雇用に切り替えることができる指針が出されているが、業務の内容やプロジェクトの期間、景気の動向によって、どうしても臨時雇用の流動性は必要である。 (継続)	･臨時雇用の採用期間や条件について、より明確で柔軟な対応を要望する。	
		日商	(5)	ｽﾄﾗｲｷ頻発	･労働組合及びその上部団体の体制が企業に対し硬直的であり、頻繁にｽﾄﾗｲｷを実施する。 (継続)	･雇用条件の柔軟化を要望する。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	不正商品の横行	・模倣品対策としての行政機関の対応力、ノウハウの蓄積・拡充が必要。 (継続)		
		日機輸	(2)	私的複製補償金制度	・私的複製補償金制度は、徴収の合理性や分配の透明性に欠けるなど、デジタル化・ネットワーク化の進んだ現代においては、もはや時代遅れで不合理な制度であるため。 なお、日本では、私的録音に関しては既に事実上の制度凍結の状況になっており、私的録画に関してもデジタル放送に著作権保護技術が適用されていることを背景に補償金制度の対象ではないとの司法判断(知財高裁)が示され、2012年11月の最高裁の棄却決定により確定している。 (内容・要望ともに追加)	・私的複製補償金制度を有する国についてはデジタル化・ネットワーク化の進んだ時代に合致した合理的な制度への見直しを要望したい。 ・同制度を有しない国については導入しないことを求めるが、同制度導入する場合には上記の見直しと同様の配慮を要望したい(例えば、一律に汎用品に課金しない等、使用実態に基く損失に応じた課金基準の法文化)。	・【ペルー】 制度あり(記録媒体)。2003年に補償金制度が導入され、CD-RやDVD、カセットテープに補償金がかけられている。
		日機輸	(3)	機器利用時・通信過程における一時的蓄積及び情報通信の技術を利用した役務提供のための利用	・通信の過程、著作物の視聴・実行の過程、情報通信の技術を利用した役務提供の過程において、その処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で複製が可能であるべき。 なお、日本では著作権法47条の8(電子計算機における著作物の利用に伴う複製)、著作権法47条の5(送信の障害の防止等のための複製)により権利制限されている。また、平成24年の改正法案(47条の9 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)でもさらなる権利制限がされようとしている。 (追加)	・機器利用時・通信過程における一時的蓄積に関する権利制限及び情報通信の技術を利用した役務提供のための利用に関する権利制限の導入。	
		日機輸	(4)	情報解析研究のための複製等	・コンピュータ等を用いた情報解析を行うために必要と認められる限度で複製が認められるべき。 なお、日本では著作権法47条の7により権利制限されている。 (追加)	・情報解析研究のための複製等に係る権利制限の導入。	
		日機輸	(5)	インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等	・インターネット情報の検索サービスを提供するために必要と認められる限度で複製が認められるべき。 なお、日本では著作権法47条の6により、違法に送信可能化されていた著作物であることを知ったときはそれを用いないこと等の条件の下で権利制限されている。 (追加)	・インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等に係る権利制限の導入。	
		日機輸	(6)	技術の開発又は実用化のための試験に係る複製等	・録音、録画その他の技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合に、必要と認められる限度で利用が認められるべき。 なお、日本では著作権法30条の4で権利制限がされようとしている。 (追加)	・技術の開発又は実用化のための試験に係る複製等の権利制限の導入。	
		日機輸	(7)	著作権侵害に対する刑事罰の非親告罪化	・著作権侵害が私権の侵害である以上、被害者に被害回復を求める意思がない場合には被害回復の必要性は認められず、さらに、抑止効果という点に鑑みてもその必要性は低い。反対に将来の表現行為につき刑事罰の萎縮効果というマイナス面のみが残るものと思われる。 また、創作や表現は模倣から生まれることがほとんどであり、抑止効果の強化には慎重であるべきである。	・著作権侵害に対する刑事罰を非親告罪化しない。	・【米】TPPにて非親告罪化を求めている ・TPP2013年8月30日付リーク文書 QQ.H.7 - 7(h)項 ・米韓 18.10.27

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17					著作権に関しては、権利制限･間接侵害など、権利の周縁が明確でなく、予見可能性が難しいケースの（例えば萎縮効果などの観点からの）配慮と検討が必要と考える。		･米ペルー 16.11.27 ･米チリ 17.11.22 ･豪チリ 17.38
		日機輸	(8)	保護期間	･著作権の保護期間を「死後50年」から延長することにより、著作物を公有にして次の創作の基礎とすることが数十年遅延することになるが、その妥当性に疑問あり。 欧米等の国際潮流を根拠にする考え方があるが、米は映画産業の保護、欧は単一市場統一のために短期化での統一はその実現に時間を要するために長期化で統一したという、それぞれ特有の事情がある。これに対して、日本では長期化しなければならないニーズがあるとは思われない。むしろ、対中国･対韓国といったアジアのコンテンツ産業が台頭しつつある中で、日本のコンテンツ産業の海外普及の加速化には「死後50年」の維持が適当と考える。 作品の利用許諾が今以上に困難となれば、コンテンツ産業とともに歩む利用側の産業界もその影響を受け、将来に渡ってそれが続くことを意味する。 この点、米国ではフェアユース等の利用側に配慮した規定が置かれていることからバランスがある程度確保されているが、そのような規定のない我が国では、今以上にバランスを失し、マイナスの影響のみが懸念される。保護期間の延長により、権利の保護と著作物の利用のバランスにどのような影響があるのか、バランス維持のために権利制限について追加的対策の必要はあるのか、同じ観点で、権利制限等の事項でわが国から他国に対する要求事項はあるのか等、わが国としての保護と利用の最適バランスについて、議論が必要である。（このことは、TPPに盛られたその他の権利の保護強化全般との関係においてもいえることである。）ちなみに、欧州においては、例えば最近の実演、レコードについての保護期間の延長の適用にあたって、死蔵コンテンツを低減する為の対策が盛り込まれている。	･保護期間を著作者の死後50年とすることの許容。	･保護期間を著作者の死後50年とする国 ニュージーランド、ベトナム、ブルネイ、マレーシア ･保護期間を著作者の死後70年とする国 米国、オーストラリア、シンガポール、チリ、ペルー ･TPP2013年8月30日付リーク文書 QQ.G.6、QQ.G.7 死後70年 ･EU韓 10.6 死後70年 ･米韓 18.4.4 死後70年 ･米ペルー 16.5.5 死後70年 ･米チリ 17.5.4 死後70年 ･豪チリ 17.27 死後70年 ･EUペルーコロンビア 死後70年
		日機輸	(9)	アクセスコントロールの回避規制	･アクセスコントロール回避行為及び回避機器の民事罰及び刑事罰導入のいずれも反対である。 規制の導入は、著作権で規定される排他権にかかる行為のみならず、排他権とはされていない著作物の視聴や使用行為に対して大きな影響を有しており、権利者と利用者の間の利益バランスを大きく変える可能性がある。 しかるに、米国提案ではこうした例外についての言及がなく、TPP締約各国において、権利者と利用者の利益バランスを壊す可能性がある。 アクセスコントロール自体を保護することは、ユーザーの自由な情報通信や利用を阻害し、且つ、ユーザーに享受されるべき技術(ハード製品･ソフトウェア)の進展も阻害する。したがって、厳しいグローバル競争下、できないことだけが増えることを意味する。また、一定のプラットフォーム保護という副作用につながることを懸念する。実際に米国で、著作権に名を借りたプラットフォーム保護を企図する訴訟が現実化している。 この点、米国では、フェアユース条項及びDMCAにおいて互換性確保とリバースエンジニアリングのためのアクセスコントロール回避機器の頒布等は成文	･アクセスコントロールの回避規制を行わないことの許容。	･【米】TPPにてアクセスコントロールの回避規制の導入を求めている ･TPP2013年8月30日付リーク文書 QQ.G.10、QQ.G.11、QQ.G.12、QQ.H.9 ･EU韓 10.12 ･米韓 18.4.7 ･米ペルー 16.7.4 ･米チリ 17.7.5

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17					法で認められており、さらには、アクセスコントロール回避行為についても三年毎の許可申請手続を用意しており 、保護と利用のバランスに対する配慮がなされている。このような権利制限規定や回避規制の例外規定のない我が国におけるアクセスコントロール回避規制には反対である。 さらに、回避機器規制により、メーカーの機器設計・提供の自由が著しく損なわれる事態を避けるため、コンテンツ提供事業者が一方的に使用した技術的手段（アクセスコントロールに限らずコピーコントロールも含む）への反応を機器側に義務つけるものではないこと（no mandate）の明確化が必要である。		
		縫製工	(10)	適用法が不明瞭	・商標無効請求を起こすに当たり、商標局や裁判所が適用する法規に、アンデス協定と環アメリカ協定及びパリ条約に基づく規定があり、それぞれ判断が異なる。どちらが優先されるかは現地代理人によっても意見が分かれ費用も含めた訴訟リスクが見積れない。(悪意登録に対する不服申し立て期限の設定)	・国際的に認められたパリ条約に準拠した知財権利保護の法整備と運用。	・アンデス協定決定第486号第172条
21	土地所有制限	日機輸	(1)	強制的な土地収用	・2010年、ペルー（リマ市）において、リマ市傘下の道路開発機関から、当社製造子会社所有地に隣接する主要幹線道路の高架道路化に際して、当社所有地の一部を無償譲渡するよう要請を受けた。当該機関が当該要請の根拠として主張する政令は未公示のものであり、法的根拠に乏しい。当社としては、市政府側の要請をすべて受け入れれば、工場のレイアウト変更も必要となり、当社の生産活動に多大な影響が出ることから、当該要請を拒否しつつも、市政府との関係を考慮して、限定的な譲渡が可能かどうか交渉せざるをえなかった。近隣の一般の商業施設も同様に所有地を無償譲渡させられており、正当な補償が得られる見込みはない。本件については、在ペルー日本大使館にも相談した結果、投資協定に基づく解決も提案されたが、当社としては市政府との関係上、外交ルートでの解決は行わなかった。 （継続）	・正当に保有する私有財産に関する保護を十分に行ってほしい。	
		日商	(2)	土地所有者の登記が不明確	・探鉱、開発には、関係する登録された地主の承認が必要になっているが、地方では必ずしも地主が明確に登録されていないケースや住民共同体間で土地境界の紛争があるケースがあり、探鉱着手が大幅に遅延する。 （継続）	・土地所有者の明確化を要望する。	
22	環境問題・廃棄物処理問題	日商	(1)	環境問題に関する住民運動	・探鉱や鉱山開発が進む中での環境問題を心配する地元住民の反対運動が活発化している。一般に地元住民はペルー国の鉱業関連法規に関する知識が極めて乏しい。現行法規では、鉱業活動に必要な住民合意の取得については、鉱業権者が独力で行わなければならず、補償に関する公的な指針も無いので、条件交渉に多大な時間を要する。探鉱段階から多額の補償やインフラ整備（道路・学校・病院建設など）を要求するなど、一般に鉱山会社に対する住民や行政の期待は過剰である。紛争を煽動する悪質なNGOや地方政府関係者、法曹家が存在する事が事態を悪化させている。暴力的な紛争に発展した場合も、警察によって速やかに治安が回復されることは殆ど無い。 （継続）	・公的機関による住民への啓蒙活動の強化（法制度などについて）。 ・紛争を煽動する悪質なNGOや地方政府関係者、法曹家に対する公的な非難表明。紛争防止あるいは解決への政府の積極的な関与。カノン税を地域環境保全や投資環境整備に投下（目的税としての有効活用）する事により関係者の理解を求める。 ・特に、交通および通信インフラの整備。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22		日商	(2)	硬直的な環境査察と高額な罰金	・鉱山からの排水基準について、鉱業活動が行われていなくとも、自然界で既に高濃度の重金属が存在している場合や、たまたま設備的不具合によって基準値を超える場合でも、査察官が排水基準を厳格に適用するあまり、高額な罰金を課する場合がある。 (継続)	・排水基準の適用につき、より柔軟な対応を要望する。徴収した罰金の使途が不明なので明確化を要望する。	・DS-010-2010-MINAM ・DS-002-2008-MINAM ・DS-010-2011-MINAM
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日商	(1)	非能率な行政手続	・手続きを行う官公庁の担当者が関連法案を十分に理解していないことから、許認可手続きに時間がかかるケースがある。 (継続)	・官公庁担当者の法理解と一元的な運用。	
		日商			・駐在員家族の外国人登録証 (Carné de Extranjería) の年次更新の度に日本から戸籍謄本を取り寄せる必要があり、翻訳と認証も求められることから大変な手間とコストがかかる。	・手続きの簡素化。 ・登録証有効期限の延長。	・ペルー外国人法
		日商	(2)	行政手続きの遅延、法制度の未整備	・試錐実施に必要な水の利用に関して、許認可手続きに著しい遅延が生じている。エネルギー・鉱山省のDIA (環境影響申告) 承認が得られても, そのあとに農業省所管のALA (Administrador Local de Agua) およびAAA (Autoridad Administrativa del Agua) の許可を要する。 ALA、AAAともに30勤務日以内に評価を完了すると定められているが、実際には担当者の処理能力不足、休暇、出張、誤解や認識不足による不必要な追加指示があり、それぞれに数か月を要している。一部の鉱業者は許可を待たずに違法状態で試錐をしていると聞く。	・ALAおよびAAAの行政能力の改善。 ・鉱業活動に関する許認可のエネルギー・鉱山省への一元化。	・TEXTO ÚNICO DE PROCEDIMIENTOS ADMINISTRATIVOS - ANA ・Ley No. 29338 ・Ley No. 27444
24	法制度の未整備、突然の変更	日商	(1)	事前協議法の未整備	・2011年9月6日に先住民事前協議法(Ley de Consulta Previa)が公布されたが、施行細則が未定であり、また、登録された限られた先住民が対象であるのに、あたかも全住民が対象のごとく曲解する集団もおり、全国的に争議が拡大する結果を招いている。 (継続)	・迅速な施行細則の制定。一般住民に対する制度の説明と啓蒙活動。	・事前協議法
		日商	(2)	インフォーマル鉱業者の合法化政策	・自社鉱区内のインフォーマル鉱業者の存在および政府によるインフォーマル鉱業者の合法化政策により、正規の鉱業活動に障害が生じている。 2012年3月に公布された最高政令006-2012-EMにおいて、鉱業活動が禁止されている地域で活動している鉱業活動を「違法鉱業」(mineria illegal)、鉱業活動は禁止されていない地域だが法的手続きを踏まずに行っているものを「インフォーマル鉱業」(mineria informal)と定義した。 2012年4月に施行された政令Decreto Legislativo No 1105では、インフォーマル鉱業者の合法化 (formalizacion) 手順を規定し、地方政府またはエネルギー・鉱山省がインフォーマル鉱業者と本来の鉱業権者との間の仲介役をすると規定されている。 しかしながら、 1) 鉱業による環境汚染のほとんどがこうした違法またはインフォーマルの鉱業者によって起こされている。 2) インフォーマル鉱業者が「既得権」を主張して、正規の鉱業活動を妨害している。例えば、正規の鉱業者がインフォーマル鉱業者の正規化を認めなければ、土地所有者でもある彼らは最高政令DS020-2012-EMの要求事項である地主の署名を拒否することは自明である。	・法改正に際しては、外資を含めた関連企業に対話機会を提供して頂き、そののちに広く周知し、意見聴取期間を設けたうえで制定・施行して頂きたい。 ・インフォーマル鉱業者および、その産物の売買の取締りを強化して頂きたい。	・ペルー政府最高政令 006-2012-EM ・Decreto Legislativo No 1105など

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24					2) インフォーマル鉱業者が「既得権」を主張して、正規の鉱業活動を妨害している。例えば、正規の鉱業者がインフォーマル鉱業者の正規化を認めなければ、土地所有者でもある彼らは最高政令DS020-2012-EMの要求事項である地主の署名を拒否することは自明である。 3) インフォーマル鉱業者は合法化されて納税の義務が生じることを嫌っている。 4) インフォーマル鉱業者の背景には、彼らから鉱石を買い上げる違法業者の存在がある。 などに鑑みれば、インフォーマル鉱業者を合法化しても、近代的鉱業に発展するものではなく、却って近代的開発を遅らせるものになる。また、インフォーマル鉱業者の合法化というものは世界的にも異例なものである。 鉱業先進国と同様、規制を強化し、インフォーマル鉱業者およびその生産物を購入している違法業者を排除することが本来あるべき姿である。 (継続)		
		日商	(3)	不条理なペナルティ制度	・鉱区は申請後10年間ペナルティなして保有できるが、鉱区に対する探鉱支出をしない場合、10年目以降はペナルティが発生する。探鉱のためには地元住民の合意が必要だが、多くの場合、住民合意が取れにくいために時間が過ぎ、探鉱できないままにペナルティだけが発生する。 (継続)	・鉱区の探鉱に関するペナルティ制度の見直しを要望する。	
		日商			・鉱区は申請して取得して10年以内に探鉱する義務がある一方で、法律によって地元住民との合意を取得する必要があるが、合意形成に時間がかかり、鉱区に対する探鉱の義務の不履行で罰金が発生する。さらに不履行を継続すると鉱区が失効する。 (継続)	・罰金を免除するなどの例外措置の設定のような改善を要望する。	
26	その他	日商	(1)	開発への住民反対運動	・地域住民の鉱山開発への反発があり、有望鉱区での活動が制限される可能性がある。 (継続)	・投資判断に影響を与える可能性があり、治安維持の一層の強化を希望したい。	
		日商			・地域における鉱業活動の経済的重要性や環境対策を、地元住民が充分に理解せずに、鉱業反対運動を展開することが多々ある。 (継続)	・鉱業活動の重要性を、地元住民に理解してもらう政府主導の社会教育システムを要望する。	
		日商	(2)	インフラ整備の遅延	・カジャオ港の荷役能力不足による滞船がしばしば発生し、企業側に負担がかかっている。 (継続)	・地方における政府によるインフラ整備の拡充を要望する。	
		日商			・地方のインフラ整備は未だ進んでおらず、鉱山周辺地域では本来、中央政府や地方政府が実施すべきインフラ整備、学校、病院の建設等につき、地域住民からの要望に対し、鉱山各社独自で対応せざるを得ない状態である。 (継続)	・地方における政府によるインフラ整備の拡充を要望する。	
		日商			・公道の補修がなかなか進んでおらず、生産物の輸送に支障を来たしている。 (継続)	・地方における政府によるインフラ整備の拡充を要望する。	
		日商			・道路並びに公共交通機関が未発達であり、一方で人口とクルマの数が増加しているため、リマ市内の交通渋滞が年々慢性化・深刻化している。	・市内交通（公共交通機関、道路）に関する必要な投資の実施。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26		日商	(3)	鉱業活動などに対する暴力的恫喝行為	・地元住民が要求を通そうと道路封鎖や施設への放火のような暴力的な恫喝を行うことがある。 (継続)	・反社会的犯罪に対しては、法律に基づいた政府の毅然とした対応を要望する。	
		日商			・鉱山周辺地元住民は、かつて売却した土地の価格が不当に安いとして、土地の返還、または、価格の見直しを要求している。これにより、地元との関係が悪化し、周辺調査をスムーズに行えないなどの障害がでている。 (継続)	・法に基づく所有権の保護。	
		日商			・地方政府の首長自らが、鉱山会社に対する要求（環境対応、拠出金の増額）を理由に、ストライキを扇動し、暴動が発生した。当社では、社員を一時避難させたが、これにより事業運営に支障が出るため、投資リスク要因となる。 (継続)	・地方政府ベースの治安維持と適切な警察力の行使をお願いしたい。	
		日商	(4)	治安の悪化	・犯罪件数は増加の一途をたどっており、治安が悪化している。	・犯罪抑止策の徹底。	

ウルグアイにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	工業規格、基準 安全認証	日機輸	(1)	省エネ認証	・冷蔵庫、管球で独自認証を実施。電圧は他国になり230Vベース（通常220V）の実験データが求められる。管球では6000時間の実験データが求められて多大な時間と費用を要す。	・220V実験データの容認。 ・管球6000時間データの時間短縮。	

ベネズエラにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	日商 日機輸	(1)	接収･国有化	･社会主義化を目指す政府の政策により、重工業、金融及び小売等多様な分野において、民間の接収及び国有化が加速しているが、同業外資系企業に対しても国有化の波が押し寄せている。2010年1月の財及びサービスのアクセス法改正によって、事前の接収宣言なしに国有化が可能になり手続きが簡略化したことで、今後も急な接収もしくは国有化が懸念される。また、石油上流事業は、2006年以降Joint Venture会社が操業を行うこととなっており、60%以上のシェアを有する国営石油会社の意向のみでプロジェクトが運営されるリスクがある。 ･政府は基幹産業（資源、エネルギー、鉄鋼、金融、食品、通信等）に対する国有化を進めてきたが、近年はその他の産業（流通等）も国有化の対象になりつつある。また、最近では遊休資産の接収の動きが出てきており、政府に遊休資産と見なされないための対策を実施している。 （継続）		･改正財及びサービスのアクセス法（INDEPABIS法）
9	輸出入規制･関税･通関規制	日機輸	(1)	輸入規制	･外貨管理規制に伴う、輸入規制。政府系の一部組織しか、外貨を動かせず、民間企業にいたってはなかなか外貨を動かせない。	･外貨の規制を緩和する方向でお願いしたい。	
12	為替管理	日商 日機輸 日機輸	(1)	厳格な外貨管理規制	･外貨（USD）を購入するには、①外貨管理委員会（CADIVI）への申請、②国が管理する外国為替市場(SICAD I、SICAD II)への参加の二つの方法があるが、事実上外貨調達は困難であり、外貨建て支払い等に支障をきたしている。これにより輸入の停滞、慢性的な品不足、国内生産性の低下など大規模な社会問題につながっている。 （変更） ･2013年以降、恒常的な外貨不足の状況下、政府によりドル輸入･為替が非常に厳しく制限されている。 特に2013年1月のチャベス前大統領死去後、対ドル輸入は公定レート6.3は変わらず、マーケットレート「170超」（2015年1月現在）とは大きな隔たりがある。 2014年1月、CADIVIによる為替管理の刷新、SICADによるドル輸入の拡大が発表され、SICADの対ドル為替比率アベレージ「11.3」が実行取引レートになる。また、SICAD2の施行により為替レート「50」も存在し、あくまでも公定レートは6.3であるものの、複数相場制となっている。 強力な外貨規制が、国内インフレを助長させており、14年度は実質80%を超えるインフレ率になると想定。このまま政策転換しなければ、15年度は120%を超えると言われている。 2014年後半の原油価格下落により、ドル調達は増々困難になっている。 （変更） ･輸入決済について、為替管理委員会（CADIVI）からの外貨取得･支払に関する申請について、煩雑な手続きあり。	･外貨割当承認手続きの簡素化及び迅速化。 ･厳しい外貨管理制度の緩和。 ･左記の状況下、2010年度は販売が激減。会社存亡の危機に瀕する中、存続プラン（BCP）を策定･実施している。組織体制の縮小、その他あらゆる経費の極小化、適正マージンの確保を図りつつ、事業継続中。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12		日機輸			･外貨（USD）調達手段としては、①従来からの固定レートでの輸入決済用外貨割当に加え、②2013年3月よりSICAD（競売形式での調達システム）、③SICADⅡ（自由為替市場に近い調達システム）が導入されている。しかし①②③のレートには大きな差異があり、また調達した外貨の使用用途にも制限があるなど、課題は多い。	･規制の緩和。	
		日機輸 JEITA	(2)	為替相場管理の硬直性	･2015年1月現在固定為替レート1ドル＝6.3ボリバルに加え、中銀管理下での公式外貨調達手段として、外貨オークション形式のSICAD(2013年3月導入)及び、SICAD II(2014年3月導入)が存在する。	･SICAD応募資格や外貨調達目的の制限撤廃。 ･レート自由化の促進。 ･不透明な外貨アロケーションのルール透明化。	
		日機輸 JEITA			･業種別に応募資格が限定されており、SICAD IIでは出来上がりレートが1ドル＝50ボリバルと、為替切下げインパクトを実質的に織り込んだ高いレート水準となっている。	･SICAD応募資格や外貨調達目的の制限撤廃。 ･レート自由化の促進。	
		日商	(3)	市場実態を反映しない為替政策	･公定為替レートは6.3ボリバル= 1ドルで固定されているが、実勢レートは30倍近く高騰している。企業業績は公定レートで評価されるため外貨換算された企業業績は実態を反映しない。 （継続）	･市場実態を反映した為替制度の導入。	
		日機輸	(4)	通貨切り下げリスク	･恒常的な現地通貨VEFの切り下げリスクが存在する。現地通貨決算での為替差損を回避するため、ドル建て資産･負債のポジションをロング（資産＞負債）に維持しなければならない。即ち、輸入をドル調達の範囲内で行わねばならない。対本社ドル建連結決算における為替損を極小化するため、現地通貨建ネット資産の極小化を図っている。 2014年は、通過切り下げは行わない旨、大統領が発表。 （継続）		
16	雇用	日機輸	(1)	解雇の困難	･最低賃金の3倍以下の労働者は、正当な理由なく解雇できない。実質的に正当な理由付けは非常に困難。 （継続）		
		日機輸	(2)	厳格な労働基準･安全基準	･非常に厳しい労働基準･安全基準を満たすため、多大なコストと労力を課せられている。 （継続）		
		日機輸	(3)	硬直的な労働市場	･低所得者層保護のため、労働市場は非常に硬直的。 （継続）		
		日機輸	(4)	外国人雇用制限	･従業員が10名以上の企業の場合、外国人従業員数は総従業員数の10%以内、外国人給与総額は総従業員給与の20%以内としなければならない。 （継続）	･規制の撤廃。	･労働法第27条
		日機輸			･外国人の人数･給与は総人員･給与総額の10％以内に制限されている。 （継続）	･外国人雇用制限の緩和･撤廃。	
		日機輸	(5)	労働争議の頻発	･自動車産業では大規模な労働争議が頻発し、生産継続に深刻な影響を与えている。 （一部削除）		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸	(6)	最低賃金引上げ	･年3回の最低賃金引き上げが固定費を圧迫。 (継続)		
		日機輸	(7)	就労ビザ手続の煩雑･遅延	･労働許可･就労ビザ取得に要する期間が非常に長い。 具体的には、従業員が10名以上の企業の場合、外国人従業員数は総従業員数の10%以内、また外国人給与総額は総従業員給与の20%以内等の規定人数以上の駐在員を派遣する際に例外措置として特別労働許可が必要だが、同許可を取得するのに、労働省内での審議が続き申請後2年以上かかった。 (継続)	･手続の大幅な簡素化。	
		日商			･労働ビザ（TR-L）申請の為、所定の手続きを経てビザを取得するまでに年単位の時間がかかっている。 (継続)	･手続きの迅速化。	
20	独占	日機輸	(1)	国有化政策による競争阻害	･国有化政策のため、あらゆるマーケットに公正な競争が存在せず、非常に非効率。2013年12月「家電製品に対する価格統制」が開始。価格統制施策は、オフィスビルの賃貸についても実施。 (継続)		
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	日機輸	(1)	行政手続の非効率	･チャベス前大統領死去後、あらゆる行政手続きの非効率化が加速し、且つ突然の制度変更が頻発。マドゥロ新政権下、2013年11月「大統領授権法」制定により、政治･経済の不透明さが拡大。 (継続)		
		日商	(2)	労働監督当局の公平性の欠如と新労働法の制約	･工事現場労働者の違法スト･合意に反した行動を労働監督当局が黙認し、司法･行政介入による問題解決を図れない。2012年から13年にかけて選挙が相次ぎ、労働者票を確保したい政権の意向が働いたものと考えられる。工期延長、事業採算悪化の主要因となった。また、2012年からの新労働法により、解雇を従来以上に困難になり、外注業務や労働時間の制約から総じて労働コストの増加につながっている。 (継続、要望追加)	･法制度、規則の整備を進める。	･石油産業協約 ･労働法(2012)など
26	その他	日機輸	(1)	インフレ亢進	･年50%超のインフレが継続し、あらゆる物･サービスの価格が急上昇しており、コストUP要因となっている。2013年度は、「52.7%」 一方、家電商品の粗利益は約30%（2013年1月現在）に制限されており、収支圧迫。 (変更)	･政府によるインフレ抑制政策の施行。	

コスタリカにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22	環境問題･廃棄物処理問題	日機輸	(1)	省エネ認証	･冷蔵庫について、2014年11月より当局からコスタリカ法規（メキシコNOM規格準拠）を満たした商品のみ輸入可能とする通達がなされる。現在2015年4月まで猶予期間で対応調整中。メキシコ生産品は自動的にNOM規格を取得しており、メキシコ外生産品にとって短期間での対応が難しい状況。 （変更）	･規格対応猶予期間の延長。	

パナマにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	雇用	日機輸	(1)	ビザ更新･発給におけるパスポート保留要件	･ビザ（有効期間1年）の更新･発給に際し、現在、当局はパスポートを3日間保留しているが、2013年に新しい手続きに変わり、約10日の保留となった。多数国を担当する為、出張の多い当社では、事業に差しさわりがでる可能性がある。 （継続）	･手続き時間の短縮化。	

ドミニカにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	日商	(1)	ドミニカから米国への輸入関税が高い	･米国に製造工場の子会社がある。米国がドミニカ工場で完成品を輸入する際、ショーツ、ガードル、ブラには関税が課せられる。 （ブラジャーは関税ゼロ、CAFTAでは欧州はゼロ）	･ショーツ、ガードル、ブラの税率引下げ、撤廃。	

新規意見速報版

2015 年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望

2015 年 6 月

連絡先：　日本機械輸出組合
通商・投資グループ　谷口、和田、谷井、庫元

〒105-0011
東京都港区芝公園 3－5－8　機械振興会館 401 号
TEL 03-3431-9348
FAX 03-3436-6455
E-Mail tohshi@jmcti.or.jp
http://www.jmcti.org

禁無断転載